

2020年度事業報告書

自：2020年4月1日 至：2021年3月31日

業界を取り巻く環境が急速に変化している中で、公益の担い手として、コンプライアンスを確保しつつ、業界団体としての機能を發揮し、我が国を基盤とするベアリング産業が重要な機械要素産業として健全な発展を遂げ、我が国産業・経済の発展に資するため、諸般の公益的事業の企画・実施・レビューを行った。

当工業会は、とりわけ、①2011年7月の競争法に係る調査とこれに連なるその後の展開の中にあることに加え、②海外諸国における競争法に係る別途の諸事案もあり、こうした内外の諸般の状況から、本年度も引き続き不透明感の下に置かれた。いずれも、一部会員会社に係るものであり、競争法に係る調査等の経緯を含め、工業会の活動自体に対する嫌疑はなかったと想定されるものの、こうした内外の諸般の状況から、本年度も引き続き、厳しい制約下において事業運営を行った。

また、昨年度後半からの新型コロナウイルス感染拡大の中、その事業実施にあたっては、慎重な対応を堅持しつつ推進した。

こうした制約下にあったが、当工業会の目的が公益的事業の推進にある以上、こうした制約を乗り越えつつ、公益的事業を的確に遂行していくことが責務であり、2012年度の創立総会で導入した「当面の方針」を更にステップ・アップしつつ、これに基づき運営を進めた。

即ち、引き続き、①コンプライアンス確保、②公益的事業への純化 という2本の基本理念のもとで、中・長期的タームの「暫定期間」と位置付けた。そのもとで、平常化を視野に入れつつ、工業会の改革（制度組織・運営管理）に注力しこれを漸次進めつつ、各種公益的事業を推進した。また、依然として経済情勢に不透明感がみられるに鑑み、可能な節減に努めつつ、必要な項目には重点的に予算を配分するなどして、効率的な予算運営と事業推進を行った。

本年度のこうした活動は、今般の事態を「変革」の契機と積極的にとらえて「新生・日本ベアリング工業会」としての出帆に至るための礎となるものである。

(1) コンプライアンス確保の推進と定着

工業会・会員が一体となって、法令・定款に従い、due process に沿った透明性ある適正な運営に努め、コンプライアンスの確保を図った。

特に、2011年以来、暫定期間のもと、組織制度・運営管理についてコンプライアンス確保の観点から諸改革を進めてきた。これら改革は、コンプライアンスを保持しつつ、近年急速に変化してきた競争法を含む経済社会環境に即応した運営を可能とするものであり、

新時代の業界団体の基盤となるものである。これら改革の定着と更なる改善にも努めた。主なポイントは以下である。

①顧問弁護士によるリーガル・チェック

競争法に係るコンプライアンスの確保に係る専門的なアドバイスを受けるべく顧問弁護士への委託を継続し、工業会の活動や組織の運営等に関し適切な指導を受けた。会合の内容等を踏まえ、必要に応じ、競争法上の懸念が生じないよう顧問弁護士によるモニタリング（資料や議事録のリーガル・チェック、会合における立会い等）を広範に実施した。顧問弁護士との連絡、相談を一層適切なものとするよう努めた。

②リーガル・マインド向上と実務に即した仕組みの構築

日常におけるリーガル・チェックの実践の中で、引き続き、会員会社及び工業会事務局におけるリーガル・マインド向上に努めた。また、コンプライアンス確保のための仕組みの構築については、実務に即したものとなるよう努めた。

(a)現在、平常化に向けて事業の活性化を図っている段階にあることから、コンプライアンス確保のもとで事業推進のために必要な情報交換を活発に行うように経験を積み、意識形成も図った。即ち、コンプライアンス確保に努めていく中にあって、これを過剰に意識し必要な情報交換を忌避・萎縮してしまうことなく、公益的事業が的確に推進できるように努めた。

また、会員に対してもコンプライアンス確保の努力をサポートする情報提供に努めた。
(b)工業会事務局にあっては、(ア)弁護士のモニタリング等に係る意見等を咀嚼し、工業会職員の意識と能力（知識・経験等）を高め、リーガル・マインドを基礎とした運営手法のノウハウ（リーガル・マナー）の構築・熟度向上に努め、(イ)また、一部の簡便で定型的なものについては、弁護士の指導のもと、手続きの簡略化も図るなど、引き続きコンプライアンスの保持と業務の効率性とを両立させる適切な運営管理の構築に努め実践した。

③一般社団法人としての適正な運営の推進

当工業会は、2012年4月に一般社団法人へ移行し（2013年3月31日 公益目的支出計画の実施完了）、より進んだ自主的な運営ができる法人として公益的事業を推進した。

一般社団法人として、この根拠法たる「法人法」^(注)に則して、透明性、due process 確保の基盤の上で内部統治を的確に執行してコンプライアンス確保を徹底させた運営管理に努めた。

(注) 正式名称は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

(2) 公益的事業への純化とその推進

①事業 4 本柱

政府の政策とも深く関わる I S O・J I S の標準化などのコアの公益的事業に絞ってその最大限の実施に努めた。

a. 技術標準化関連事業

- ・ I S O／T C 4 への積極的な国際的貢献
- ・ J I S への貢献等

b. 国際関連事業

- ・ W B A への対応、不正商品対策への対応等

c. 環境対策事業

- ・ C O 2 排出削減、廃棄物対策への対応等

d. 中小企業対策事業

②国際的なルール・枠組み作りの場における国際貢献とプレゼンス向上

本年度は、以下のような国際的なルール・枠組み作りの場における当工業会の国際貢献とプレゼンス向上に資する活動を実施し、各事業の推進に大きく寄与させた。

a. I S O／T C 4

ア. S C 1 2 の幹事国としての日本の国際的責務の遂行

イ. W G 1 8 におけるプロジェクトリーダーとコンビーナの引受け及び事業推進による貢献（日本として、S C 1 2 に加え、更なる要職の引受けであり、国際貢献の範囲を拡大。）。

ウ. W G パリ Web 会議（2 0 2 0 年 5 月）及び W G ベルリン Web 会議（同年 1 1 月）への専門家による的確な対応

b. W B A

ア. 偽造品対策委員会において W B A における担当団体として主導しつつ参画

イ. オーセンティケーション委員会への参画

③平常化に向けての積極的な事業展開

当工業会は、2 0 1 1 年以降しばらくの間、公益的事業への純化へのため専ら事業整理の局面にあった。しかし、2 0 1 8 年に、2 0 1 1 年以来初めて以下の 2 つの事業（注）が創設され、その片務的局面を脱し、事業の改廃・創設をバランスをもって推進する平常化の段階に至っている。これらについて、本年度も引き続き着実な進展を図った。

a. 外国人材受入対策事業（委員会設置）

b. ベアリングの C O 2 排出削減貢献定量化ガイドライン策定事業（W G 設置）

（注）ともに政府の施策とも深く関連した公益性の高いものである。これら事業では、その推進基盤としての組織もそれぞれ設置されており、その専門性、技術性、新規性の観点から制

度組織の設計、運営管理手法の策定が綿密に行われ、コンプライアンス確保のしっかりとした仕組みがビルトインされている。

また、本年度は、経済産業省 産業機械課からの要請を受け、新たに、「サプライチェーンの在り方検討分科会*」に部品供給の立場から参加し、政府施策への協力を行った。

*経済産業省及び国土交通省の共管の「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」の下にある分科会の一つ。

(3) 改革・改善の推進と定着

基本理念に則して、内外の諸環境を勘案しつつ、工業会の将来を見据えて、「段階的アプローチ」に立脚し、制度組織だけでなく運営管理の工夫・刷新等も含め幅広く可能なものから漸次工業会の改革を推し進めている。改革は定款など根幹も含め、聖域なく行っている。その際、局所的対処療法でなく「包括的」な変革につながることに留意している。

本年度も、新型コロナウイルス感染拡大の中、基本理念である i. コンプライアンス確保、ii. 公益的事業への純化 のもと、各種改革の定着に努めた。具体的には以下の①～④の通り。

①事業別担当幹事制に基づく運営の定着

2011年7月の競争法に係る一部会員会社への調査直後、大きな制約のもと「会長ローテーションを基軸とした体制^(注1)」は事実上廃止となり、「暫定期間」の中、事業・組織のスリム化などの改革を推進してきた。その改革の一環として、部会制に代わり、「適材適所」を基本とする事業別担当幹事制への移行を決定し^(注2)、本年度もこの適切な運営・定着を図った。

(注1) 会長ローテーション（輪番制）、これにリンクした部会制度など。

(注2) 2014年3月理事会承認。事業別担当幹事制へ移行したことにより、各部会は廃止とした。但し、技術と国際については、その必要性から中間評議機関に発展的解消とした。事業別担当幹事制は、個別事業ごとにリーダーシップをとる役割（例えば委員長ポスト）を各会員が担当するもので、そのため従前の2年ごとの短期的・定期的・機械的な輪番制ではなく「適材適所」によることを原則としている。

この新制度に移行した理由は、上述の「事実上廃止」となったことだけでなく、時代への対応のためでもあった。即ち、近年、当工業会の事業は高度化・国際化を加速させてきており、従来の部会制におけるような機械的なローテーションで対応できるような状況ではなくなっていた。こうしたことなどに鑑み、時代に合わせて、事業を中心的に支えて頂く担当についての仕組みを見直さざるを得ず、「適材適所」によるこの新制度を導入することとなったものである。この「適材適所」は今後の工業会において広く適用される原則

と位置付けられる。この事業担当については、事業の高度化等への対応のため、継続性、安定性をもって一定の期間担当し事業を担っていくことが肝要である。他方、固定させるものではなく、必要に応じ適宜会員間での交替も想定される。

[本年度の事業別担当幹事の分担]

技術標準化：日本精工、通商&安全保障：ジェイテクト、環境：不二越、統計：N T N、不正商品（偽造品）：権利者（大手4社等）、全体は日本精工、W B A：日本精工*、ジェイテクト*、N T N、不二越、中小企業対策：井上軸受工業、泉本精工、シミズ精工。

* W B A副会長。

②委員変更登録手続き

更なる的確な運用のため、一昨年度から年に1回（7月）の定期的な委員更新手続きを復活し、本年度もこれを実施した。

（注）事業推進の基盤の一つである部会及び専門委員会の委員については登録制となっているが、2011年の競争法に係る調査以後、定期的な委員登録の更新手続きが混乱し、会員各社の人事異動に伴う随時の更新のみ行われてきた。しかし、この方法では、変更漏れがあつてもこれに気づく機会を得がたいなどの問題があった。同登録手続きの更なる的確な運用を行うため、随時の委員更新に加え定期的な更新手続き（毎年7月）を復活することとしたものである。

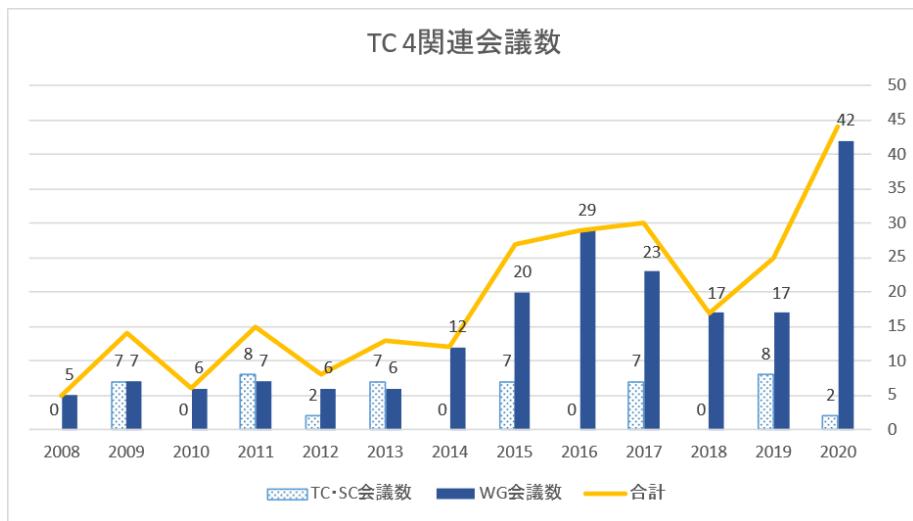
③事業の高度化に伴う専門家の確保・育成と国際会合への派遣・参画

工業会の事業は、公益的事業に純化され、これらは近年、高度化・国際化を加速させてきている。これらを推進するためには、高い能力を持った専門家人材が必要である。このため、I S O／T C 4、W B Aの偽造対策及びオーセンティケーション、不正商品対策、環境等の各種事業における専門家による貢献が確保されるよう努力した。

この前提条件となる専門家の確保・育成について、理事会などにおいて理事・監事各位の経験を交えて、その重要性について認識共有が図られている。

特に、I S O／T C 4事業においては、海外企業からの提案^(注)により、近年、I S O／T C 4の活動が著しく活発化している（WG会議の開催数；2013年までは年間6回程度。2015年以降2019年までは年間20回程度へ激増。更に2020年は新型コロナウイルスの感染回避のためW e b会議で開催したことにより一気に倍増（以下のグラフ参照）。海外企業のこうした攻勢に対し、迅速かつ柔軟な対応が喫緊の課題であり、当工業会ではI S O／T C 4の国際会議への各社専門家派遣・参画のための体制確保に努め、本年度も的確に対応を行い、I S O事業に対し積極的に貢献した。（注）G P Sやセラミックに係る提案など。

(グラフ) I S O / T C 4 の会議開催数 (WG会議は右側の棒グラフ。)



④リーガル・マインドを基盤とした運営手法の工夫

公益的事業の推進にあたっては、その公益的目的の範囲に限定して①工業会と会員間におけるコミュニケーションと、②総会、理事会のほか、各種の専門委員会における審議等が円滑・適切に行われることが必要である。しかしながら、2011年7月以降の制約下のもとで、これらについて支障が発生してきた。これを補うため、コミュニケーション及び審議手法等に関し運営手法の工夫が行われ、効率化、緊密化が図られており、これを継続した。

こうした工夫は、専門委員の会合参加の促進をはじめとする現下の制約への対処であつたばかりでなく、近年の競争法やC S Rなどに係る経済社会の環境変化への適合という新時代への対応でもある。

主な具体例は以下のとおり。

- ア. 工業会がeメール・電話等を活用し、会員間のコミュニケーションのハブ機能を担うこと
- イ. 事業の意義等についての理解、工業会活動への会員の参画意識の維持、意識改革などに資するため、専務理事、事務局職員が、eメール・電話による緊密な連絡に加え、IT一辺倒に陥ることなく、会員のもとへの個別訪問（面談）を励行すること
- ウ. 意思決定に係る事案については、(i) 法令に基づく「書面審議」の活用や(ii) メールによる緊急の意見聴取・承認の確認手続きを実施すること

また、本年度は、新型コロナウイルス感染回避のためWeb会議システムを活用した(下記(4)参照)。

上記ウ. (ii)については、2012年11月理事会において、理事会の意思形成手続きとして「理事承認案件の確定手続き^(注)」が包括的に承認されている。本年度も本

手続きを必要に応じ実施し、理事会の意思形成の効率化を図った。

(注) 具体的手順は次のとおり。

- a . 時間的制約等のため、理事会の会合の場や書面等による決議ではなく、eメールにより理事・監事の全員に決議の目的である事項を提案し、理事・監事の全員から承認を頂いた場合、その決議事項に係る業務執行を行う。
- b . 但し、この場合、直近の理事会における当該事実の報告（eメールによる決議の目的である事項の提案に対して、理事・監事の全員から承認を頂いた旨の報告）をすることで、理事・監事の全員の承認の意思確認が完了し、これをもって理事会における当該決議事項の承認（決議）が確定されたものとする。

(4) 新型コロナウイルス感染回避のための対応

感染回避の観点から、審議や意思疎通の手法について、慎重な対応が要請された。会議等の実施については、会議ごとに個々の事情や必要性について慎重に判断しながら、面談会合、Web会議、電話会議、書面会合、延期、中止などの対応を行った。また、会員とのコミュニケーションについても、面談を伴わないメール、電話等を一層活用した。

とりわけ、本年度の新型コロナウイルス禍は、感染流行の波の変動は伴うものの一向に出口が見えない状況が続いた。このため、当工業会の内外を問わず、以下の動きにあるように、面談会合は大幅に減り、Web会議、書面会合等が大きく増えた。

①当工業会の各種専門家会合

本年度において、Web会議、書面会合等が多用された。

②理事会の Web 会議による開催

新型コロナウイルス禍にあるため、理事会は概ね書面会合で対応してきたが、2021年3月理事会については、来年度の方向を定める重要な場面であり、また、新型コロナウイルス禍にあることから、当工業会としては初めてWeb会議で実施した。

このため、Web会議システム（Webex）の操作方法、理事会での操作手順、通信障害への対応など、理事会のスムースな流れを確保するべく、これらについての事前準備を念入りに行つた。特に、理事会出席メンバー会社と事務局との間で2度の事前の接続確認等を実施するなど、時間と労力をかけ、万全の体制を築いた上で理事会を実施した。

③当面の理事会等の開催のあり方に係る方針の決定

2021年3月理事会において、以下の方針の決定を行つた。

『当面の理事会等の開催のあり方に係る方針』（主要点の抜粋）

新型コロナウイルス禍にあるため、当面の総会、理事会、参与会についての開催のあり方に係る方針は次の通りとする。

- i . リアル会合（従来の面談による会合）を基本とし、可能な限りこれを追求する。
- ii . 新型コロナウイルス感染状況が依然として厳しく、上記 i がかなわない場合は、Web

会議、電話会議、書面会議、その他適切な形式で開催することとする。

- iii. 本年 6 月の総会、理事会については、6 月定時総会 → リアル会合（但し、昨年と同様、委任状を積極的に活用しての開催）。6 月理事会 → 書面審議。
- iv. 感染状況の急激な悪化などがあり、開催のあり方が既に決定されているものの何らかの対応が必要となった場合は、理事会メンバーに相談した上で柔軟な対応を行うことがある。』

(5) 「入会金及び通常会費負担規約」の一部改正

2019年度途中から消費税率が 8 %から 10 %に変更になったため、これに合わせ、2020年度においては 10 %の通年化のため同規約の一部改正を行った。

(2020年6月定時総会承認)

(6) 安全対策の徹底

安全対策の観点から、面談会合開催時に災害等の際の避難経路の説明を行うこととしており、本年度も実施した。

本年度における事業の概要は次の I. ~ V. の通りである。

I. 総会

1. 第17回総会（2020年度定時総会）

日 時 2020年6月5日（金曜） 午後2時54分～午後3時58分

場 所 東京都港区芝公園3丁目5番8号

機械振興会館（6D-1・2会議室（6階））

会員の出席状況等

議決権のある会員総数 32名

総会員の議決権の数 32個

出席会員数（委任状による者（29名）を含む） 32名

この議決権の総数 32個

議事の経過の要領及びその結果

冒頭、副会長の宮地茂樹氏より、出席予定者がすでに全員揃い着席されていることを受け、午後2時54分に第17回総会（2020年度定時総会）を開会する旨、発言した。

次いで、宮地茂樹氏より、新型コロナウイルス感染リスク回避のため、人と人との接触をなるべく減らす必要があり、本日の定時総会は、できる限り委任状を活用した形で開催されることとなり、こうした事情により、安形哲夫会長（議長）の来会が叶わないことから、定款に従い、副会長の自身が議長として議事の進行を務める旨発言し、了承

された。

その後、宮地茂樹氏が議長となり、上記のとおり議案の決議に必要な会員の出席及び議決権の数が確保されているため、本定時総会は、定款に基づき、成立した旨、議場に報告を行った。

続いて、宮地議長より議長挨拶が行われた後、阿江順也弁護士より、独占禁止法に係るコンプライアンスを確保する趣旨から出席している旨、説明した後、配付資料が独占禁止法上、問題がないことを事前に確認している旨、述べられた。また、独占禁止法遵守にあたっての注意点を交えて、全出席者に同法の遵守を喚起し、その意思の確認がなされた。

次いで、宮下副会長兼専務理事より、机上に災害等の際の避難経路図と本定時総会の出席者一覧表を配付しているので、確認頂きたい旨、発言があった。

その後、議事に入り、下記の報告及び各議案の審議を行い、全会一致をもってこれを承認可決した。

1. 報告

第1号報告 2019年度事業報告書に関する件

2. 議案

第1号議案 2019年度貸借対照表及び正味財産増減計算書等の承認の件

第2号議案 2020年度事業計画書及び収支予算書^{*1}の承認の件

第3号議案 2020年度会費^{*2}（「入会金及び通常会費負担規約」の一部改正を含む）の件

第4号議案 役員（理事及び監事）の選任の件

* 1 2020年度収支予算書については、本総会時点において新型コロナウイルス感染禍の影響を勘案し、2020年度予定のイベントで延期が決定され支出がないことが確定しているWBA総会等に係る国際交流関係費の減額修正を行い、これにより算定した予算を最終予算とすることを全会一致をもって承認可決した。

* 2 上記*1の予算の減額修正に合わせて、今般の一部改正「規約」に基づき再計算したものを2020年度の会費とすることを全会一致をもって承認可決した。

2. 第18回総会（書面による決議）

宮下英治副会長兼専務理事より、安形哲夫 氏（株式会社ジェイテクト 前代表取締役社長）が2020年6月25日付けで理事を辞任されたことに伴い、後任の理事として、高橋伴和氏（株式会社ジェイテクト 代表取締役副社長）を選任することについて、総会の承認を得るべく、すべての会員代表者に対して書面（2020ベア工総務第6号文書）をもって提案が行われた。

その結果、会員代表者の全員から、上記の提案につき書面で同意する旨の回答があつたた

め、定款第19条第3項により、上記提案については可決する旨の総会の決議（2020年7月28日付）があつたものとみなされた。

II. 理事会

理事会は工業会の業務の執行等に係る重要事項の審議、決議等を行つており、理事本人による過半数の出席が必要であるとの定足数の要件がある。2011年7月以降の諸般の状況等によりこの定足数の確保について不確実性が高まつたこと、及び事業運営の合理化等を勘案し、一般社団法人に係る法令・定款も踏まえ、年間の定例面談理事会の開催回数が従来の6回から4回（1月、3月、6月、11月）へ変更されている。これに沿つた形で確実に理事会が開催できるよう理事会の開催に努め、実施した。本年度は、新型コロナウイルス感染拡大の中、感染リスクを回避するため、面談理事会は開催せず、書面決議とWeb会議システムを活用して理事会を実施した。とりわけ、3月理事会については、来年度の方向を定める重要な場面であることを踏まえ、Web会議を初めて実施した。

なお、各理事会の主な議題は、次の通りである。

第42回理事会（書面による決議）（2020年5月14日）

1. 2019年度の決算書並びに附属明細書
2. 2019年度の事業報告書並びに附属明細書

第43回理事会（書面による決議）（2020年6月23日）

1. 会長・副会長・専務理事の選定の件
2. 技術標準化事業に係る2件
 - (1) JIS改正申出に関する件
 - (2) BAS廃止の件

第44回理事会（書面による決議）（2020年11月12日）

1. 2021年の理事会等の開催日程等に係る3件
 - (1) 2021年3月理事会の開催日程等の件
 - (2) 2021年6月定時総会及び理事会の開催日程等の件
 - (3) 2021年1月の新年賀詞交歓会の中止の件
2. 環境対策の取り組みに係る2件
 - (1) 廃棄物対策の件
 - (2) 会員各社への積極的な温暖化防止対策の協力要請の件

(本年度前半の事業等の報告)

 1. 人事異動、2. ISO/TC4等の取り組み、3. 国際関係の取り組み、4. 中小企業対策の取り組み、5. 委員変更登録

第45回理事会（書面による決議）（2021年1月21日）

1. 2021年11月の理事会及び参与会等の開催日程等

（事業等の報告）

1. 人事異動、2. 技術標準部会報告、3. 「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」への参加、4. 日本機械工業連合会から要請のあった「税制改正への共同要望書」への連名参加

第46回理事会（Web会議）（2021年3月26日）

* 1. 2022年1月の理事会等の開催日程等

- (1) 2022年1月の理事会等の開催日程等（案）
- (2) 当面の理事会等の開催のあり方に係る方針（案）

* 2. 第20回総会（2021年度定時総会）の招集と議案の事前審議

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項（議案）
- (3) 総会次第
- (4) 2020年度収支決算見込み
- (5) 2021年度事業計画書、収支予算書及び会費

3. 環境対策の取り組み

4. セーフティネット保証の延長

5. 中国における偽造品の摘発

*の印のある議題は決議事項。*の印のない議題は報告事項。

III. 参与会

参与会は、一般社団法人への移行（2012年4月1日付け）に伴い、従来の「評議員会」を「参与会」に名称変更したものである。参与には理事・監事以外のすべての会員代表者が委嘱される。

参与会は、従来の評議員会と同様、年度の中間（11月）において開催され、専務理事より参与に対し、当該年度の事業について中間報告を行い、参与の意見を伺う機関である。

本年度は、新型コロナウイルス禍を踏まえ、面談での参与会は実施せず、書面参与会として、2020年度のそれまでの事業について、上記第44回理事会の資料とその議事録を送付することにより、参与に対し工業会活動について報告した。

IV. 会員等の異動

1. 会員代表者の異動

2020年6月15日	株式会社天辻鋼球製作所 新代表者 代表取締役社長 篠本正美 氏 旧代表者 代表取締役社長 杉本美則 氏
2020年6月25日	株式会社ジェイテクト 新代表者 代表取締役副社長 高橋伴和 氏 旧代表者 代表取締役社長 安形哲夫 氏
2020年11月5日	大阪ポンプ株式会社 新代表者 代表取締役社長 篠原喜代子 氏 旧代表者 代表取締役社長 篠原重雄 氏

2. 会長の異動

2020年6月5日	安形哲夫 氏 会長退任
2020年6月23日	内山俊弘 氏 会長就任

3. 理事の異動

2020年6月25日	安形哲夫 氏 理事辞任
2020年7月28日	高橋伴和 氏 理事就任

4. 参与の異動

2020年7月8日	杉本美則 氏 参与辞任
2020年7月8日	篠本正美 氏 参与就任
2020年10月27日	篠原重雄 氏 逝去
2020年12月23日	篠原喜代子 氏 参与就任

V. 事業項目別報告

1. 情報収集提供・総務管理に関する事業
2. ベアリングの技術標準化（ISO／TC4への対応等）に関する事業
3. 健全な貿易発展施策等に関する事業
4. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業
5. 広報に関する事業

1. 情報収集提供・総務管理に関する事業

(1) 情報収集提供等

グローバル化の進展など当業界を取り巻く環境が急速に変化している中で、内外の関連情報に係る収集提供に関する事業を実施した。また、経済産業省等の政府機関、経済諸団体及び関連業界との意見交換・情報交換・協力を深め、その成果を活用した。こうして得た情報は、工業会の各種事業の企画、実施に反映した。

①経済諸団体等との意見交換等

日本経済団体連合会、日本機械工業連合会、経済産業調査会、経済産業統計協会等における各種会議への参加などにより、経済諸団体や関連業界との意見交換・情報収集・協力を進めた。

②政府等との情報交換等

政府等（政府関係機関を含む）に対して、当工業会の事業全般にわたり、情報収集提供や要望をはじめとする情報交換・協力を行った。

経済産業省の業種担当課（製造産業局 産業機械課）や事業関係課（産業技術環境局 国際標準課等）に対して、最新の事業内容、要望等について説明するなど情報交換を密にするとともに、ベアリング業界への一層の理解と認識を深めていただいた。経済産業省担当官から直接施策説明を受けるなど、中小企業対策企画委員会主催の講演会等各種会合も情報収集の機会とした（本年度は、コロナ禍のため延期）。また、IIPPF（国際知的財産保護フォーラム）や JETRO 等政府関係機関とも同様に情報交換を密にした。また、上記①の経済諸団体等との連携も協働させた。以下を特記する。

a. 政府からの各種調査への協力

経済産業省をはじめとする政府からの各種調査に協力した。

- ・ベアリングの業種概況等の調査（毎年 6 月）
- ・海外生産拠点の調査（毎年 6 月）
- ・「新型コロナウイルスによる経済的影響」調査（2020.2.3）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る医療物資・機器の緊急増産に係る製造支援・協力調査（2020.3.31）

など

上記「新型コロナウイルス感染症対策に係る医療物資・機器の緊急増産に係る製造支援・協力調査」では、当工業会会員の数社が協力可能との申し入れを行った。

b. 政府からの情報に係る会員への周知協力

- 経済産業省をはじめとする政府からの情報を会員各社へ通知し周知徹底に努めた。
- ・高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含むコンデンサー等が使用された機器の所有の有無の確認及び早期処理について（2020.4.17）
 - ・コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について（2020.4.22）
 - ・夏季の省エネルギーの取組について（2020.6.2）
 - ・「パートナーシップ構築宣言」へのご協力のお願い（2020.6.5）
 - ・「下請事業者との取引に関する調査」のオンライン報告について（2020.6.18）
 - ・2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について（2020.7.29）
 - ・「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」周知用ポスター・リーフレットの配布について（2020.7.29）
 - ・Fukushima Tech Create フォーラムの開催について（2020.7.29）
 - ・消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について（2020.8.4）
 - ・令和2年度「自殺予防週間」における取組の要請（2020.8.17）
 - ・5G利活用型社会デザイン推進コンソーシアムの情報展開等について（2020.9.9）
 - ・冬季の省エネルギーの取組について（2020.10.30）
 - ・内閣府諸制度（企業版ふるさと納税・拠点税）に関する周知のお願いについて（2020.11.4）
 - ・「下請取引の適正化」について（2020.11.16）
 - ・「サイバー攻撃の状況を踏まえた経営層への注意喚起」について（2020.12.21）
 - ・オリパラ特措法等の一部改正する法律の施行に伴う祝日の移動について（2020.12.24）
 - ・大雪等異常気象時における輸送の安全の確保に向けたご理解とご協力のお願い（2021.1.29）
 - ・経済産業省関係予算案・税制改正・補助金について（2021.1.18）
 - ・障害者差別解消法に係る相談事例等に関する調査について（2021.2.22）
 - ・令和2年度「自殺対策強化月間」における取組の要請（2021.2.25）
 - ・障害者差別解消法に関する研修会の開催について（2021.3.2）

（補助金関係周知事項）

- ・「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の公募について（2020.6.9）
- ・「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（サプライチェーン対策投資促進事業）」の公募について（2020.8.4）
- ・事業再構築補助金の概要（2021.2.16）
- ・「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金 2 次公募」の事前広報について（2021.3.1）

- ・2021年度「エネルギー消費の効率化に資する我が国技術の国際実証事業」の第1回公募開始について（2021.3.2）
- ・「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の公募要領（2次公募）」について（2021.3.12）

（コロナ禍関係周知事項）

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」など50件の周知を行った。

c. 令和3年度税制改正に対する対応

「税制改正要望」については、「（一社）日本機械工業連合会（以下、日機連という。）」が策定した「機械業界の要望」を総務連絡会に報告している。

令和3年度の「税制改正要望」（令和3年度税制改正に関する機械業界の要望）については、同連合会事務局より説明を受け、これを踏まえ、同要望書を総務連絡会に対し報告した。

要望のポイントは次の通り。

ア. 研究開発税制の拡充

- ・「試験研究費の総額に係る税制控除制度（総額型）の拡充」や「研究開発専用設備及びソフトウェアの即時償却の容認」など。

イ. 設備投資促進にための施策について

- ・平成26年1月から28年末まで実施された「生産性向上設備投資A類型」のような適用要件が簡易で明確な税制の導入。
- ・新たな設備投資促進税制の導入

ウ. 償却資産課税の見直し

- ・機械類等に対する固定資産税の撤廃（中小企業限定で令和4年度末まで軽減、免除が図られているが、大手も含めその撤廃を要望）。
- ・固定資産税における残存価格制度の廃止。
- ・減価償却の方法について、現在の定額法と定率法の自由選択方式の継続を要望（平成28年度税制改正において、新規取得の建物付属設備・構築物は定額法に一本化された）。

エ. 欠損金の扱いの改善

- ・「控除上限の制度強化の見直し」と「繰越期間10年の大幅な延長」

オ. 地球温暖化対策税の廃止を含めた抜本的見直し、併せて使途拡大（森林吸収源対策や地方の地球温暖化対策への充当）の反対。新税（大型炭素税等）の創設に反対。

上記要望書は、2020年10月に同連合会により、経済産業省等の政府へ提出が行われた。また、10月から11月にかけて自由民主党及び公明党に提出するとともに両党から

ヒアリングを受け機械業界の要望が説明されている。

d. 「イノベーションを通じた脱炭素社会の実現を目指して一地球温暖化対策のための税負担の拡大に反対するー」共同要望書連名への参加

2020年10月20日に日機連から、当工業会に対し、標記連名への参加要請があった（要望書は経団連、日商、日本鉄鋼連盟、日機連の4団体が中心となり策定されたもの）。

理事・監事に要望書連名への参加の可否について諮詢した結果、11月5日までに全理事・監事よりご了解を得たので、11月6日に日機連に対し要望書連名へ当工業会が参加することについて承諾した。要望団体数は112団体となった（2020年12月7日現在）。

ア. 要望書のポイント（要望書抜粋）

気候変動問題への対応は、持続可能な事業活動の大前提である。経済界は、気候変動対策が重要な経営課題であるとの認識の下、イノベーションをはじめとする低炭素化・脱炭素化に向けた主体的な取り組みを進めていく。

「環境と成長の好循環」の実現には、エネルギーのS+3E（安全性+エネルギー安全保障・経済性・環境適合性）を高度にバランスしていくことが不可欠である。また、政府は、研究開発税制の延長・拡充をはじめ、企業のイノベーション創出に向けた主体的な取組みを後押しする措置を講ずべきである。

一方、現行の地球温暖化対策税は、地球温暖化対策税の実績・効果を丁寧に検証し、その抜本的な見直しを行う必要がある。

地球温暖化対策のための税負担の拡大は、温室効果ガスの長期・大幅削減に不可欠となる企業のイノベーション創出に向けた設備投資・研究開発投資の原資を奪う。加えて、新型コロナウイルスの影響により、わが国の経済活動が大きく停滞し、今後の見通しも不透明である中、既に国際的に高水準にある日本のエネルギーコストの更なる上昇を通じて、雇用や国民生活に一層深刻な影響をもたらす。こうした現下の情勢に鑑みれば、新たな炭素税の導入を含め、税負担の拡大に向けた税制上の具体的な議論を開始すべきではない。

イ. 要望書の取り扱いについての結果

2020年12月7日、令和3年度税制改正大綱の「基本的考え方」の文章の中で炭素税等の施策検討の道筋となるような表現にはならない方向で調整中の模様であることから、要望書を対外的に使用はしない旨、日機連より連絡があった。その後、12月10日に与党の「令和3年度税制改正大綱」が決定された。同大綱では、炭素税等の税制には言及されず、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設が記載された。

③統計調査に関する事業

経済産業省等の政府統計におけるデータ等により、ベアリング産業に関する統計を作成し、

基礎資料として工業会活動に活用するとともに、機関誌「ベアリング」及びホームページにて発表し情報提供した。

ア. 生産について

2020年4月から2021年3月までの生産（経済産業省「機械統計」）は、金額5,956億8,700万円、対前年同期比85.2%、数量23億5,447万個、同87.5%、重量46万トン、同83.2%となった。

イ. 在庫について

2021年3月の在庫（経済産業省「機械統計」）は、数量2億1,060万個、対前年同月比96.2%、在庫率（在庫／販売）77.5%となった。

ウ. 受注について

2020年4月から2021年3月までの受注金額（内閣府「機械受注統計」）は、6,118億5,500万円、対前年同期比98.0%となった。

受注の内訳をみると、内需は4,038億3,500万円、対前年同期比101.5%、外需は2,080億2,000万円、同91.9%となった。

また、2020年4月から2021年3月までの内需を主要需要部門別にみると、自動車・同付属品製造業からの受注は対前年同期比87.7%、はん用・生産用機械器具製造業は同161.8%、電気機械器具製造業は同103.3%となった。

（2）総務・管理関係

総務・管理業務における重要なものは、次のとおり。

①総務連絡会

ア. 役割

総務連絡会は、2011年以降の厳しい制約下における改革の中で2012年12月に従前の組織を発展的に解消して、創設されたものである。理事会メンバー全員の総務部長クラスを構成員とする。その役割は、ア.「理事会をはじめとする工業会活動のフォローと理事・監事会社における会社内部での支援（工業会の事業の動向、スケジュールなどの情報共有等による）」、イ.「既定の委員会で対応できない（受皿のない）案件の第1義的相談窓口」などである。上記ア.については、特に、工業会の公益に純化した事業の推進及び改革等工業会のあり方に関する検討について理解と協力を求める機能も担っている。

イ. 2020年度の開催

2020年度はコロナ禍のため、リアル会合を開催せず、メールにより、当工業会の事業の説明を行った。

a. 2020年7月28日メールによる説明項目

- ・人事異動
- ・改革、改善（定款の変更、組織名称の変更）

- ・事業報告（2019年度）
技術標準化 ISO関連、国際関連、環境対策、中小企業対策など
 - ・事業計画（2020年度）
- b. 2021年2月24日メールによる説明項目
- ・当工業会の会議の日程について
 - ・人事異動
 - ・ベアリングの技術標準化（ISO/TC 4への対応等）に関する事業
 - ・健全な貿易発展施策等に関する事業
 - ・中小企業の経営の安定と高度化の取り組みについて
 - ・2020年度のフォローアップ（温暖化及び廃棄物）
 - ・「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」への参加について
 - ・日本機械工業連合会から要請のあった「税制改正への共同要望書」への連名参加について

ウ. 「経済産業省子供デー」への出展

経済産業省から当工業会に対して、2018年に初めて、「経済産業省子供デー」への出展依頼があり、当工業会における対応のあり方を総務連絡会に第1義的に相談したところ、本件は、日本ベアリング工業会として展示するもので、経済産業省への協力のみならず、将来を担う子供たちに対して当業界の製品について知ってもらうことは有意義なことであるため、広く全会員に呼びかけ参加を促すこととした。その結果、3社から積極的な回答があったため、経産省の指導に従い、下記のとおり当面3年間の当工業会会員の出展分担を設定した。*

本年度は、（株）ジェイテクトが出展する予定であったが、同子供デーがコロナ禍のため、中止となったので、次回子供デーが開催されることになったときに出展いただくこととなった。

出展会員

- 2018年：NTN株式会社（2018年8月1日、2日の子供デーに出展した。）
- 2019年：日本精工株式会社（2019年8月7日、8日の子供デーに出展した。）
- 2020年：株式会社ジェイテクト（コロナ禍のため子供デーが中止）

*順番は協力申し込み順とした。

エ. 洋上風力の産業競争力強化に向けた政府施策への協力

経済産業省・産業機械課から、「洋上風力の産業競争力強化に向けたサプライチェーンの在り方検討分科会」（以下、「サプライ分科会」という。）にベアリング業界も参加してほしいとの要請があった。

現在、日本精工、NTN、ジェイテクトが、風力に使う大形ベアリングを製造してい

る。

当工業会に、本件を検討する既定の委員会がないため、総務連絡会で対応を検討した（総務連絡会は、既定の委員会で対応できない（受皿のない）案件の第1義的相談窓口となっている）。

検討の結果、当業界も部品供給として関わりがあり、経済産業省に協力していくことは工業会の重要な事業の一つであるので、協力をしていくことが適切とし、当面の対応を次のとおりとした。

- a. 「サプライ分科会」の参加が業界で1名に限られていることから、上記3社の中で、日本精工が現在当工業会の会長会社であるので、当工業会を代表して、日本精工の専門家に参加をお願いする。
- b. 「サプライ分科会」の会議後、総務連絡会に結果概要を報告する。
- c. 今後、「サプライ分科会」の検討状況で、他の会員に意見を求めるなど協力をお願いする場合は、改めて相談する。

なお、本件の詳細は、「4. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業」の「（4）洋上風力の産業競争力強化に向けた政府施策への協力」に記載した。

②各種寄付要請への対応

寄付への対応は、当工業会の due process の確保の観点から、理事会、総会で検討し、拠出する場合は、当工業会の予算に計上することとしている。2020 年度については、「スポーツ振興資金財団財界募金（80 万円）」「警察協会救済援護事業（10 万円）」「経済広報センター会費（会費形態であるが寄付の位置づけ）57.75 万円」の継続 3 件を拠出した。

なお、上記継続 3 件については、2021 年度予算に計上する。

③災害への対応

ア. BCP（Business Continuity Plan 事業継続計画）への対応

今後も大震災等の災害が想定されている中、工業会の BCP への対応として、震災等が発生した場合に、会員企業の被害状況の確認などの現状把握を速やかに行い、経済産業省へ報告を行うとともに経済産業省からの情報を会員企業に周知連絡を行うため、毎年 7 月に、各会員の緊急連絡先、工場、本支店、営業所の情報を調査している。そのリストを経済産業省へも提供している。

イ. 福島復興に係る行政協力

- ・福島イノベーション・コースト企業立地セミナーin 東京の開催（2020 年 11 月 24 日）について周知した。

ウ. 工業会事務局における防災対策の推進

事業継続（B C P 対策）の観点を含め、事務局において次の防災対策を推進した。

工業会事務所が入居している機械振興会館（（一財）機械振興協会）の防災管理協議会に出席し、防災管理に関する情報を入手するとともに、毎年 11 月に同協会が行う自衛消防訓練に参加している。本年度は 11 月 4 日に自衛消防訓練（コロナ禍のためイメージトレーニング）が行われた。

また、当事務所では、書庫等の転倒防止対策を行うとともに防災備蓄品として、水、食料、災害用寝袋、ヘルメット、防災用手袋、マスク等を確保している。

火災等の緊急時において会議参加者が適切に避難できるように、工業会における総会、理事会、委員会等の各種会議の冒頭において当該会議開催場所の「避難経路図」を説明した（リアル会議のみ）。

なお、当工業会事務所は、平成 2019 年 3 月 7 日に防災管理点検特例認定（注）を受けた。認定期間は、平成 2019 年 3 月 7 日から平成 2022 年 3 月 6 日である（2013 年 2 月に 1 回目の認定を受け、当該認定は 3 回目の認定）。

（注）毎年 1 回防火管理点検報告が義務付けられているが、過去 3 年以内の点検結果が優良と認められ、消防機関の検査を受け、基準に適合していると認められた場合、防災管理点検・報告の義務が免除されるもの。

2. ベアリングの技術標準化（ISO／TC 4への対応等）に関する事業

(1) ISO 関連

ISO/TC 4（転がり軸受専門委員会）の下には、現在、SC（Subcommittee=分科委員会）が8つあり、またこのTC 4及びSCの委員会下には、各国からの推薦による専門家から構成されるWG（作業グループ）が15グループ（諮問グループを含む）あり、割り当てられた特定業務に当たっている。現在、TC 4に参加するメンバー国は、Pメンバー（積極的参加国）が22ヶ国、Oメンバー（オブザーバ）が20ヶ国であり、総計で42ヶ国となる。2021年3月末におけるISO/TC 4の構成は付表1（本節末尾参照）の通りである。

当工業会は、ベアリングに関する国際規格の制定・改正につき、ISOの日本代表組織であるJISC^{*}のベアリング部門の役割を担うISO対策転がり軸受委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、ISO/TC 4の審議に積極的に参画している。これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与している。また、ISO/CS（中央事務局）により日々更新される国際標準化業務のための電子システムに対応して、国内審議体制、投票体制及び幹事国業務の電子化を推進している。

*JISC（Japanese Industrial Standards Committee、日本産業標準調査会）は経済産業省に設置されている組織（経済産業省 産業技術局 基準認証ユニット）で、ISO及びIECに対する我が国唯一の会員として、国際規格開発に参加している。

2021年3月末におけるベアリングのISO規格数は合計81件（追補、技術仕様書及び技術報告書を含む）あり、そのうち2020年4月以降に発行された規格は5件である。2021年3月末における新規制定作業中の規格は5件、改正作業中の規格が13件、定期見直しの規格が5件ある。

TC 4全体の動向としては、規格の新規制定及び改正は欧州からの提案により行われる場合が大半を占めている。具体的には、①各製品分野の規格に対しての横断的なGPS(Geometrical Product Specifications、製品の幾何特性仕様)適用検討、②セラミック(窒化けい素)に關係した新たな規格検討、及び③SC 8(定格荷重及び寿命)が扱う規格体系の見直し及び規格開発の方向性の検討が行われている。

TC 4における活動及び個々の規格の進捗状況のうち、主なものは下記の通りである。

① ISO/TC 4/SC 12 幹事国担当

TC 4における組織再編検討の結果、2011年10月に、新たなSC（分科委員会）としてSC 12（玉軸受）が設置され、その幹事国を日本が担当することが決定された。これを受け、日本は幹事国の役割を着実に果たしてきている。

SC 12幹事国担当に関する具体的な報告は下記の通りである。

a. TC 4 の概況

ベアリングの国際標準化は、長年欧米企業が主導して幹事国運営を独占してきた。特に、TC 4 幹事国を担当しているスウェーデンにある 1 社は、グローバル企業として海外の子会社が所在する国々の投票に影響を与えていた。

SC 幹事国を担当している国は、今まででは、スウェーデンの他、ドイツ、フランス及びアメリカであった。日本が SC の幹事国を担当するのは SC 12 が初めてであった。

b. SC 12 幹事国引受までの経緯

2000 年以降、日本が提案したプロジェクトが担当幹事国の対応の遅れから期限切れでキャンセルされるなど、いくつかのプロジェクトで業務停滞が見られた。該当する SC は SC 6、SC 9 及び SC 11 であり、幹事国はいずれもアメリカであった。日本は、2005 年に開催されたワシントンでの SC 会議で、問題提起するとともに、幹事国引受けの用意があることを表明した。TC 4 議長は日本の TC 4 における標準化活動への貢献を評価していたことも背景にあって、TC 4 組織再編グループが発足し検討が開始された。検討の結果、2007 年の TC 4 総会（パリ）において、アメリカに幹事国降任を促すこととなったが、ABMA の上位組織の ANSI（米国規格協会）の了承が得られなかった（既存 SC の幹事国の日本への移管の合意はなされなかった）。

別途の解決策を見出すべく、その後も検討が継続され、2009 年の TC 4 総会（沖縄）において、SC 12 を新設し日本が幹事国を担当することが提案された。2011 年 6 月にブリュッセルにて開催された TC 4 総会において、SC 12 の新設及びその幹事国を日本が担当することが決議された。2011 年 10 月に ISO の上層委員会である ISO/TMB（技術管理評議会）における最終承認を受け SC 12 は正式に発足し、工業会から輩出された、JISC が任命した委員会マネージャー※及び幹事国が指名した議長が、その活動を進めてきている。

*2019 年 5 月の ISO/IEC 専用業務用指針 の改正により、国際幹事（Secretary）の呼称は、委員会マネージャー（Committee Manager）へ変更された。本報告についても、過去の内容を含め「国際幹事」から「委員会マネージャー」へ呼称を統一している。

c. SC 12 の概要

- SC 12 の名称 Ball bearings（玉軸受）
- 幹事国 日本（国代表組織：日本産業標準調査会 [JISC]）
- 委員会マネージャー 白木高志（JBIA）
- 議長 中島 宏（NSK）
- 業務範囲 全ての形式及び寸法の玉軸受の標準化（主要寸法及び公差を含む）
- 担当 ISO 規格 付表 2（本節末尾参照）の通り（現在 7 規格）。

d. 幹事国担当の意義

SC 12 の管轄規格における“玉軸受”及び“玉”はベアリングで最も基本的かつ代表的な製品であり、この分野においても高い技術力を持つ日本が担当することは、①世界の軸受産業の発展に寄与し国際貢献を果たす、②同時に、SC 12 を起点として、長い間、欧米勢が主

体であった TC 4 の標準化活動において、日本がより一層の貢献・関与をすることで、日本の産業の発展にも寄与することとなる。

e. SC 12 議長の交代及び委員会マネージャーの活動

SC 12 の議長は、2011 年の幹事国引受以降、当工業会から輩出され、現在は 3 代目となる 2018 年 1 月に就任した中島議長である。

その任期は 2020 年 12 月までとなっていたため、任期延長の手続きを行った。再任のための TC 4 内投票における承認を経て、新たに、2021 年 1 月から 2023 年 12 月までの任期で正式に中島議長の登録が行われた。中島議長は引き続き SC 12 を牽引している。

また、委員会マネージャーについては、引き続き白木（工業会職員）が、担当する規格の改正作業の運営、各国の委員会メンバー及び ISO/CS との調整業務などを遂行し、ノウハウ等を蓄積しつつ当該任務を着実に遂行している。

f. 工業会の体制整備

SC 幹事国引受けについては、近年の当工業会の総会等において決定した方針に基づくものであり、幹事国業務の職責を果たすための体制整備もその方針に盛り込まれている。これは元々実質一名体制であった技術部事務局の体制が、業務負荷の問題に加え、以下のとおり立場の面での問題もあり、経済産業省及び日本規格協会からその旨の指導も受けていたことによる。2011 年 10 月の TC 4/SC 12 幹事国引受けの際に、初回会議への緊急対応に迫られ、臨時に業務補助の派遣職員一名を雇用し急場をしのいだ。しかし、この体制では、業務負荷への対応が十分でないことに加え、立場の面でも、正職員としては一人三役（①ISO 委員会マネージャー、②ISO 国内事務局担当職員、③JIS 及び BAS 担当職員）を担うこととなっており、経済産業省等からも「委員会マネージャー」（国際的中立の立場）と「国内事務局担当職員」（日本としての立場）が兼任されていることは適切でないと指摘を受けた。こうした中、派遣職員が 2013 年 9 月末で退職することとなったことを契機として、直接雇用の職員を一名採用する人員補充の方針が理事会において承認された。これを受けて 2014 年 4 月に職員一名を採用した。国内委員会の事務局業務を担当し、さらに委員会マネージャーを輩出している国内審議団体としては、本来「国際標準化推進室」設置が望ましいとの経済産業省等の指導もあり、これは今後の検討課題であるが、まずはその第一歩として人員補充による体制整備を進めた。

g. 幹事国業務報告

2018 年 7 月に ISO 20515（転がり軸受—ラジアル軸受、固定用切欠き—寸法及び公差）の改正を目的として SC 12/WG 2（ISO 20515 の改正）を設置した。今まで 8 回の WG 会議を開催し、順調に規格開発を進め、SC 幹事国として適切な WG 運営を行っている。

また、ISO 8443（外輪フランジ付きラジアル玉軸受—フランジ寸法）に対する定期見直し投票が 2021 年 3 月期限で行われ、SC 12 にて対応方針を検討している。

② ISO/TC 4/WG 18 コンビーナ引き受け

2019 年 11 月の AG 1 会議において、ISO 5593（転がり軸受－用語）の誤りを修正するための改正について日本が多くの意見を提出したことが評価され、改正のための PL（プロジェクトリーダー）の引受けの打診を受けた。日本としては、SC 12 幹事国にリソースを注力していたところであったが、TC 4 メンバーの期待に応え積極的に貢献することが意義あると判断した。その方針に基づき、日本から浜中委員（日本精工）を推薦し、TC 4 にて承認され、2020 年 7 月より PL 及び WG 18 のコンビーナを担当することとなった。また、浜中委員の PL 及び WG 18 コンビーナに就任に伴い、WG 18 事務局を当工業会事務局が務める。近年久々の WG コンビーナ担当の引受けとなるが、幹事国運営と同様に適切に業務を推進している。

③ 2020 年度における ISO/TC 4 会議

a. ISO/TC 4 WG パリ Web 会議

2020 年 5 月に Web 会議*にて、TC 4 の SC、WG 及び AG 会議が行われ、日本からは 7 社 12 名が参加した。

*当初、フランス規格協会（AFNOR）にての会議開催が予定されていたものの、ISO 全体の方針として当面の期間対面会議を実施しないことが決定された。その決定に基づき、全ての会議が Web 会議形式で開催されることとなった。また、2020 年 11 月に DIN（ドイツ規格協会）で予定されていたベルリン会議についても、対面会議中止の方針が延長されたことにより Web 会議での開催となった。

ISO/TC 4 パリ Web 会議日程

日付	会議 1	会議 2
5 月 11 日 (月)	① SC 4/WG 5 (ISO 22872 の制定)	② TC 4/WG 23 (グリースノイズ試験)
5 月 12 日 (火)	③ SC 11/WG 3 (ISO 12090 の改正)	⑤ TC 4/WG 24 (セラミック転動体の外観用語)
	④ SC 7/WG 2 (油圧シリンダ用球面滑り軸受ロッドエンド)	
5 月 13 日 (水)	⑥ SC 5/WG 1 (寸法及び公差)	⑦ SC 4/WG 7 (ISO 492 の改正)
5 月 14 日 (木)	⑧ SC 8 (定格荷重及び寿命)	⑨ TC 4/WG 15 (部品ライブラリーリファレンス辞書)
	⑩ SC 8/WG 9 (合成荷重を受ける軸受の修正基準定格寿命の計算方法)	

5月15日 (金)	⑪ TC 4/AG 1 (諮問グループ1)	
--------------	--------------------------	--

b. ISO/TC 4 WG ベルリン Web 会議

2020年11月にWeb会議にて、SC、WG及びAG会議が行われた。日本からは6社12名が参加した。

ISO/TC 4 WG ベルリン Web 会議日程

日付	会議 1	会議 2
11月11日 (水)	① SC 4/WG 5 (ISO 22872の制定)	
11月12日 (木)	② SC 12/WG 2 (ISO 20515の改正)	
11月13日 (金)	③ SC 7/WG 2 (油圧シリンダ用球面滑り軸受 ロッドエンド)	
11月16日 (月)	(①)SC 4/WG 5 ※11月11日からの継続審議	
11月17日 (火)	④ TC 4/WG 24 (セラミック転動体の用語)	
11月18日 (水)	⑤ SC 4/WG 7 (ISO 492の改正)	
11月19日 (木)	⑥ SC 8/WG 9 (合成荷重を受ける軸受の修正基 準定格寿命の計算方法)	⑦ TC 4/WG 15 (部品ライブラリーリファレ ンス辞書)
11月20日 (金)	⑧ TC 4/AG 1 (TC 4 諮問グループ1)	
11月24日 (火)	⑨ SC 5/WG 4 (ISO 12297-1の制定)	
11月25日 (水)	⑩ TC 4/AG 2 (TC 4 諮問グループ2)	⑪ SC 8 (定格荷重及び寿命)

なお、当初1週間で予定していたWG会議の期間は、対面会議からWeb会議への開催形態の変更に伴い2週間へ変更された。その後もさらに会議が追加され、12月上旬まで連続的にWeb会議が行われた。海外出張を伴う対面会議と異なり、Web会議では追加会議の開催が容易に設定できることから、このように長期間連続とした会議期間になるに至ったが、当工業会として的確に対応した。

2020年5月及び11月のWeb会議への対応において、日本からの会議参加者は、欧州

時間での会議時間帯（時差により日本時間 17 時～23 時）で会議に参加し、日本の意見を反映させることに尽力した。

④ ISO/TC 4 における各委員会の作業状況

各委員会の活動状況は下記の通りである。

a. ISO/TC 4 (転がり軸受) 関連

i. 制定作業中の規格

- ISO 3643 (仮称: セラミック転動体の外観に関する用語)

2019 年 9 月に PWI (予備業務項目) への登録が可決され、制定作業のための WG を設置し審議を行っている。

なお、審議に際しては、玉分科会（玉メーカー及び軸受メーカーにより構成）にて必要に応じて事前審議を行い、また、セラミック素球メーカーが参加している日本ファインセラミックス協会 (JFCA) とも意見調整しながら、審議に参加している。

ii. 改正作業中の規格

- ISO 5593 (用語)

DIS (国際規格案) が回付され、改正のための作業が行われている。

- ISO/TS 23768-1 (部品ライブラリーリファレンス辞書)

改正作業を行っており、下記の ISO 21107 との統合が検討されている。

- ISO 21107 (電子媒体の検索構造—属性用語で識別された特性及び性能基準)

改正作業を行っており、上記の ISO/TS 23768-1 との統合が検討されている。

iii. 発行された規格

以下の 4 件の規格が、2020 年 7 月に発行された。

- ISO 21250-1 (グリースノイズ試験—第 1 部：基本原理、試験方法及び試験機)

- ISO 21250-1 (グリースノイズ試験—第 2 部：試験及び評価方法 BQ+)

- ISO 21250-1 (グリースノイズ試験—第 3 部：試験及び評価方法 MQ)

- ISO 21250-1 (グリースノイズ試験—第 4 部：試験及び評価方法 NQ)

b. ISO/TC 4/SC 4 (公差) 関連

i. 制定作業中の規格

- ISO 22872 (公差—GPS に基づく用語及び定義)

GPS に基づく公差の用語及び定義に関する規格制定に向けて、CD (委員会原案) の審議を行っている。

ii. 改正作業中の規格

- ISO 199 (スラスト軸受—製品の幾何特性仕様 (GPS)、許容差及び許容値)

CD (委員会原案) が回付され、改正に向けた作業を行っている。

- ISO 492 (ラジアル軸受—製品の幾何特性仕様 (GPS)、許容差及び許容値)

CD（委員会原案）が回付され、改正に向けた作業を行っている。

iii. 定期見直しの規格

・ISO 464（止め輪付きラジアル軸受－寸法、製品の幾何特性仕様(GPS)及び公差値)
定期見直しが行われている。

・ISO 5753-1（内部すきま－第1部：ラジアル軸受用ラジアル内部すきま）
定期見直しが行われている。

c. ISO/TC 4/SC 5（針状ころ軸受）関連

i. 制定作業中の規格

・ISO 12297-1（鋼製円筒ころ）
FDIS（最終規格原案）案が回付され、審議を行っている。

ii. 改正作業中の規格

・ISO 3030（ラジアル保持器付き針状ころ）
DIS（国際規格案）が可決され、FDIS（最終規格案）の回付待ちである。
・ISO 3031（スラスト保持器付き針状ころ及びスラストワッシャー）
FDIS（最終規格案）が回付され、今後審議を行う予定である。

d. ISO/TC 4/SC 6（インサート軸受）関連

現在のところ、特に審議案件はない。

e. ISO/TC 4/SC 7（球面滑り軸受）関連

i. 制定作業中の規格

・ISO 12240-6（油圧シリンダ用球面滑り軸受ロッドエンド）
CD（委員会原案）が回付され、制定に向けた審議を行っている。

f. ISO/TC 4/SC 8（定格荷重及び寿命）関連

i. 制定作業中の規格

・ISO 16281（仮称：合成荷重を受ける軸受の修正基準定格寿命の計算方法）
2019年5月にISO/TS 16281を基として規格を制定することが決定し、制定に向けた審議を行っている。

ii. 改正作業中の規格

・ISO/TR 1281-1（ISO 281の補足説明資料－第1部）
改正作業を行っており、一部計算式の修正が合意されている。
・ISO/TR 1281-2（ISO 281の補足説明資料－第2部）
改正を行うことが決定しており、今後審議を行っていく。
・ISO/TR 10657（ISO 76の補足説明資料）

最終ドラフトが CIB (委員会内) 投票に付され、審議を行っている。

iii. 発行された規格

- ISO/TR 20051 (球面滑り軸受一定格荷重係数の導入)

2020年5月に発行された。

iv. Ad hoc (特設) グループの活動

SC 8 の規格体系の見直し及び規格開発の方向性の検討をしている。議論の結果、SC 8 の業務範囲に「損傷の予測」などが追加された。こうした動きは軸受寿命計算方法に大きな影響を与える可能性があるため、日本として議論の動向を注視し、慎重に審議に対応している。

g. ISO/TC 4/SC 9 (円すいころ軸受) 関連

現在のところ、特に審議案件はない。

h. ISO/TC 4/SC 11 (リニア軸受) 関連

i. 改正作業中の規格

- ISO 12090-1 及び-2 (リニアガイドウェイの主要寸法及び公差—第1部及び第2部)
改正作業のためのWGを設置し、規格案の審議を行っている。

i. ISO/TC 4/SC 12 (玉軸受) 関連

i. 改正作業中の規格

- ISO 20515 (ラジアル軸受、固定用切欠き—寸法及び公差)
DIS (国際規格案) が回付され、審議を行っている。

ii. 定期見直しの規格

- ISO 8443 (外輪フランジ付きラジアル玉軸受—フランジ寸法)
定期見直し作業が行われ、対応方針を審議している。

(2) JIS 関連

ベアリングの JIS (日本産業規格) について、産業標準化法に基づく手続きに対応した機関である JIS 転がり軸受原案作成委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、制定・改正の原案作成を行う。

日本産業標準調査会等の更なる電子化に対応し、JIS 審議体制及び原案作成の電子化を更に推進している。

これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与している。

①JIS 制定等の計画の一般公開及び意見受付の実施

技術標準部会が立案した JIS 制定等の計画を、JIS 転がり軸受原案作成委員会への意見聴取を経て、2021年1月8日から2月7日の期間、工業会ホームページ「標準化情報」の

ページにより一般に公開し、意見受付を実施した。意見等の申出はなくこの期間を経過したため、技術標準部会において、この計画を決定した。

②JIS 転がり軸受原案作成委員会における原案作成の進捗状況

JIS 転がり軸受原案作成委員会は、その下に、JIS 原案の素案を作成することを目的とする専門委員会を設置している。この専門委員会には、当工業会の技術的な専門家に加え、経済産業省（以下「METI」）及び（一財）日本規格協会（以下「JSA」）の支援及び協力により、規格の用途・趣旨に関する専門家（METI）及び規格の様式に関する専門家（JSA）に、関係者として参加いただいている。このように JIS 原案の素案の作成段階から外部の専門家との調整を行っている。

個々の規格の進捗状況としては、次のとおりである。

a. 改正作業中の規格

- ・JIS B 1512-3（転がり軸受－主要寸法－第3部：円すいころ軸受）

2021年2月にJIS 転がり軸受原案作成委員会の審議を行い、2021年度に申出予定である。

- ・JIS B 1519（転がり軸受－静定格荷重）

2021年3月から専門委員会にて審議を行っており、2022年度に申出予定である。

b. 発行された規格

以下の3件の規格が、2021年2月に発行された。

- ・JIS B 1536-1（転がり軸受－針状ころ軸受の主要寸法、製品の幾何特性仕様（GPS）及び公差値－第1部：ソリッド形）

- ・JIS B 1536-5（転がり軸受－針状ころ軸受の主要寸法、製品の幾何特性仕様（GPS）及び公差値－第5部：トラックローラ）

- ・JIS B 1562（転がり軸受－損傷及び故障－用語、特性及び原因）

（3）BAS 関連

WTO/TBT 協定「適正実施基準」のルールに従い、計画と制定・改正案の公表を国内外に実施して広く意見を求めるながら、BAS につき所要の制定・改正を行う。

現在、BAS の在り方について、技術標準部会にて議論を行っている。対応国際規格の存在する7件のBASについて、会員企業及び関連団体を対象に行った調査結果に基づき、廃止することを技術標準部会が決定し、理事会の承認を経て2020年6月に廃止した。現存するBASの維持又は廃止についても、継続して検討を行う。

（4）関連団体との協力

- ①次の関連団体と、標準化について相互協調を図っている。

（一財）日本規格協会、（一社）国際標準化協議会、（国研）産業技術総合研究所、（一財）日本軸受検査協会、（一社）日本自動車工業会、（一社）日本電機工業会、（一社）日

本建設機械施工協会、（一社）日本産業車両協会、（一社）日本産業機械工業会、（一社）日本鉄鋼連盟、（一社）日本工作機械工業会、（一社）日本工作機器工業会、（一社）日本航空宇宙工業会、（一社）日本ファインセラミックス協会

②関連機関及び団体への協力として下記の業務で貢献した。

a. 日本規格協会への協力

日本規格協会の **JIS ハンドブック編集委員会**（機械要素(ねじを除く)）の委員に当工業会が任命されている。同委員会が 2020 年 9 月に開催され、当工業会から委員として参加した。

b. 関連機関及び団体への委員参加

下表に示す規格制定・改正活動の委員に、当工業会が任命され活動をしている。

原案作成団体 (国内審議団体)	委員会	規格 種別	規格対象範囲
(一財)日本規格協会	ISO/TC213 グループ A	ISO/ JIS	図示
(一財)日本規格協会	ISO/TC213 グループ C	ISO/ JIS	表面性状
(一社)日本工作機械工業会	円筒研削盤	JIS	心なし円筒研削盤の精度試験 の測定方法

(備考) **ISO/TC213**：製品の寸法・形状の仕様及び評価。なお **ISO/TC213** グループ B の規格対象範囲は測定

付表 1 ISO/TC 4 の組織

TC	SC	WG	名 称	幹事国 (WG はコンビーナ所属国)
TC 4	WG 15	転がり軸受	スウェーデン (SIS)	
		部品ライブラリーリファレンス辞書	(フランス)	
		用語	(日本)	
		グリースノイズ試験	(オーストリア)	
		セラミック転動体外観の用語	(フランス)	
		AG 1 TC 4 諮問グループ 1	(スウェーデン)	
	WG 23	AG 2 TC 4 諮問グループ 2	(ドイツ)	
		幾何特性仕様 (GPS)	スウェーデン (SIS)	
		ISO 1132-1 の改正	(イギリス)	
	WG 24	ISO 492 の改正	(ドイツ)	
		針状、円筒及び自動調心ころ軸受	フランス (AFNOR)	
		WG 1 針状ころ軸受一寸法及び公差	(アメリカ)	
	SC 5	WG 4 ISO 12297-1 の制定	(ドイツ)	
		SC 6 インサート軸受	アメリカ (ANSI)	
		SC 7 球面滑り軸受	ドイツ (DIN)	
	SC 8	WG 2 油圧シリンダ用球面滑り軸受ロッドエンド	(オーストリア)	
		定格荷重及び寿命	ドイツ (DIN)	
		WG 9 合成荷重を受ける軸受の修正基準 定格寿命の計算方法	(ドイツ)	
	SC 9	SC 11 リニア軸受	アメリカ (ANSI)	
		WG 2 ISO 13012-1 及び-2 の改正	(ドイツ)	
		WG 3 ISO 12090 の改正	(ドイツ)	
	SC 12	SC 12 玉軸受	日本 (JISC)	
		WG 2 ISO 20515 の改正	(ドイツ)	

付表 2 ISO/TC 4/SC 12 の管轄規格

規格番号	ISO 規格名称
ISO 3290-1	転がり軸受－玉－第 1 部：鋼球
ISO 3290-2	転がり軸受－玉－第 2 部：セラミック球
ISO 8443	転がり軸受－外輪フランジ付ラジアル玉軸受－フランジ寸法
ISO 12044	転がり軸受－単列アンギュラ玉軸受－外輪正面側の面取寸法
ISO 19843	転がり軸受－セラミック球－一切欠き球試験による強度測定方法
ISO 20515	転がり軸受－ラジアル軸受、固定用切欠き－寸法及び公差
ISO 20516	転がり軸受－調心座スラスト玉軸受及び調心座金付きスラスト玉軸受－主要寸法

3. 健全な貿易発展施策等に関する事業

(1) 貿易及び海外生産の動向

①2020年4月から2021年3月までのベアリング輸出動向

2020年4月から2021年3月までの軸受完成品（玉軸受＋ころ軸受＋軸受ユニット）の輸出（財務省「貿易統計」）は、金額3,121億6,000万円、対前年同期比86.1%となった。市場別にみると、アメリカ向けは金額487億8,500万円、対前年同期比80.2%、EU向けは金額411億1,600万円、同72.2%、アジア向けは金額1,947億円200万円、同92.3%（うち中国向けは金額880億9,900万円、同117.8%）となった。

②2020年4月から2021年2月までのベアリング輸入動向

2020年4月から2021年2月までの軸受完成品（玉軸受＋ころ軸受＋軸受ユニット）の輸入（財務省「貿易統計」）は、金額485億5,900万円、対前年同期比79.0%となった。地域別にみると、アメリカからは金額65億3,600万円、対前年同期比80.6%、EUからは金額71億9,000万円、同68.7%、アジアからは金額336億1,400万円、同80.0%（うち中国からは金額150億8,300万円、同80.1%）となった。

③海外生産統計

工業会会員による海外生産の実態把握を目的として、年2回、3月と10月に調査を実施し、集計期間を上期（1月から6月）と下期（7月から12月）に分けて作成している。対象品目は、玉軸受、ころ軸受、軸受ユニットの軸受完成品であり、集計はこれらについての海外生産金額の合計額である。

調査によると会員企業の海外生産金額は、2020年下期（2020年7月から12月）は2,798億6,900万円、海外生産比率48.9%であった。

国内生産と海外生産を合計した世界生産の金額は、2020年は1兆836億2,500万円、対前年比84.2%、2020年下期（2020年7月から12月）は5,725億3,100万円、対前年同期比92.6%となった。

*海外生産統計の目的は海外生産比率の動向をみるための概括的指標を示すことであり、海外生産金額の値は概括的な数値である。

(2) WBA (World Bearing Association 世界ベアリング協会)

WBAは、グローバル化の進展の中で、共通する公益的な課題に係る日米欧の間の協力をより一層効率的に進めるため、WBSを発展的に解消して、2006年9月に設立されたものである。

①WBA リーガル・カウンセル

WBAは、2009年よりアンチトラスト・コンプライアンスの体制を一層強化し、アンチト

ラスト弁護士（ベーカー&マッケンジー：B&M）による書類・資料のリーガル・チェックと会合のモニタリングのもとで、総会（2011年～2013年は首脳会合）、委員会が運営され、各分野の活動が進められている。

②WBA 総会

2019年総会は、ダニエルソン WBA 会長・議長のもと、同年9月5日にスウェーデン・ヨーテボリで開催され、翌2020年の総会は9月3日にドイツ・シュヴァインフルトで開催することで合意していた。しかし、新型コロナウイルス（COVID-19）の影響により、2020年5月にFEBMAより開催の延期が提案され、JBIA、ABMAが同意した。それを受け、シュヴァインフルト総会のホストであるスピンドラーWBA副会長（FEBMA会長、Schaeffler産業部門執行役）が延期決定を通知するレターをWBA首脳に対し送付し、正式に延期が決定した（同レターは6月26日付で、FEBMA事務局長からJBIAおよびABMA事務局へメールで送付されている。）。レターの概要は次の通り。

a. レター宛先

スピンドラーFEBMA会長のレターはFEBMA事務局からJBIAおよびABMA事務局へメール送信され、それぞれの事務局が下記首脳へ転送した。

内山 WBA副会長、JBIA代表（日本精工社長）

高橋 WBA副会長、JBIA代表（ジェイテクト副社長）

大久保 NTN社長

坂本 不二越社長

ダニエルソン WBA会長、FEBMA代表（SKF社長）

カイル WBA副会長、ABMA代表（TIMKEN社長）

b. 新スケジュール：

2021年9月 1日（水） レセプション&ディナー（夕方）

2日（木） 総会（午前）、ランチ

c. 次回開催地：ドイツ・シュヴァインフルト

d. 想定される日程・アジェンダ

*例年の実績を踏まえてのもの。但し、留意すべき点は次の2点。

- （WBA会長は引き続きダニエルソンだが、）総会ホストが直近の2019年の総会から初めて参加したスピンドラーであること。
- 2020年における新型コロナ禍の発生。
- ダニエルソン：2021年中のSKF社長退任を公表（2020年11月、SKF・HP掲載）
後任はリカード・グスタフソン。交代時期2021年上半期を予定。

[2021年1月11日 SKFプレスリリースより]

ア. 目程

8月31日(火) 日米欧事務局会議

オーセンティケーション・システム委員会

(以下、オーセン委員会)

9月1日(水) 偽造品対策委員会(午前・午後)、レセプション&ディナー

9月2日(木) 総会(午前)、ランチ、偽造品対策委員会(午後)

イ. アジェンダ

次回の総会では会長等の役員改選がある。順番では、次の WBA 会長は ABMA 代表カイル (TIMKEN 社長) になると予想される。他の首脳のうち、各団体 2 名ずつ副会長を選出(但し、会長団体は副会長 1 名)。

- i. 開会
- ii. 独占禁止法遵守宣言
- iii. ヨーテボリ総会議事録案及び今回総会の議事次第案の承認
- iv. 偽造対策委員会報告
- v. オーセンティケーション委員会報告
- vi. リーガル報告
- vii. 2022 年度予算
- viii. 役員改選
- ix. 次回総会
- x. 閉会

③新型コロナ感染禍における対応方針

例年、9月の WBA 総会への対応については、JBIA として「対処方針」を策定し(WBA 専門委員会、理事会承認)、参加した JBIA 首脳はこれを携えこのマンデートのもとで対応してきたところ。しかしながら、2020 年は、新型コロナ禍ため、上記の通り WBA 総会は 1 年延期となった。こうした事情変更に加え新型コロナ感染拡大により見通しが立たない中にあって、2019 年 9 月のヨーテボリ総会で決定された 2020 年次事業計画・予算の執行については、例年とは異なり、WBA の各委員会の専門家の委員が手探りで、事業の進展を図ってきた。即ち、事業の一部を保留(延期・中止)しつつ、できる範囲のことを肃々と執行してきた。

会長団体である FEBMA としても、このデファクトを是認していた。事実上、メンテナンス費用等を除き、2020 年次事業計画・予算を 2 年間の期間のもの(2020~2021 年 9 月)に置き換えて事業を遂行してきていた。JBIA としても、これは妥当なものと受け入れ、これに沿った適切な対応がとれるよう、理事会は、WBA 専門委員会での審議のうえ、「当面の WBA 対応方針(2020~2021 年次)」を策定した。以後、各委員会の JBIA 委員は、これに従って、WBA 事業を進めてきている。

<「対応方針」の要点>

- ・期間は 2020～2021 年次。但し、2021 年 6 月以降においては、例年の通り、同年 9 月総会に向けて「対処方針」を策定することになり、これに代わられることとなる。
- ・JBIA の基本スタンスとして「偽造品対策活動に集中」を堅持。
- ・「事業はできる範囲のことを肃々と進めるべきこと」に合わせ、予算変更の考え方を明示。

④WBA 偽造品対策委員会

WBA 偽造品対策委員会は、2019 年のヨーテボリ総会後では、タイ政府取締機関職員向け合同セミナー開催のため現地へ出張した機会を捉え、バンコクにおいて偽造品対策委員会と現地採用職員も加わった意見交換会を実施した（2020 年 2 月 18 日）。このほか、電話会議および web 会議による委員会を計 7 回（電話会議：2019 年 12 月 10 日、2020 年 4 月 21 日、6 月 23 日、9 月 28 日、11 月 16 日、2021 年 1 月 26 日、Web 会議：2021 年 3 月 9 日）開催した。

2012 年から同委員会議長を務めてきたベルグフェルト議長は、2020 年 8 月末をもって SKF を退職することになった。このため、偽造品対策委員会における互選によって、同年 6 月から、ブラバード委員（SKF）が後任議長に就任した。現在の委員は次の通り。

a. 委員（2021 年 3 月末現在）

議長：ブラバード（SKF：6 月より）

委員：内田（NSK）、平岡（JTEKT）、野並（NTN）、岡島（NACHI）

ビッヒルメイヤーブーン（Schaeffer）、プルジビス（TIMKEN）

事務局： 宮下専務理事、石浦、岡野（JBIA）、ブラックフォード（ABMA）

ロウォルド（2021 年夏まで）、グローマンムンシェンク（ロウォルド氏の後任、2021 年 3 月より）（FEBMA）

※ロウォルド氏は 3 月に事務局長を退任。

b. 中国政府機関ロビー（JBIA 担当）

b-1. 2020 年結果

新型コロナウイルスの影響による渡航制限のため、2020 年 5～6 月に予定していた中国政府取締機関への訪問は延期となった。今回対面でのロビー活動は当面見送ることになったが、例年行ってきた WBA が独自に集約したデータの提供は予定通り実施した。近年、中国当局は AI（人口知能）やビッグデータ等による IT システムを活用した効率的な検査・差し止めに力を注いでいる。WBA が提供する情報は当局から高く評価^{*1}されている。2020 年もこれまで築いてきた信頼関係を維持・発展させるべく、下記の取締機関にデータを提供した。

*1 一例として、上海税関は 2020 年 9 月、ホワイトリスト登録新システムに係る対外説明セミナーをジェトロと主催したが、配付された資料には、あまたある商品の中からベアリングを例に取った登録方法が示されている。これは税關にとって、WBA 企業が長年

ホワイトリストによる対策に協力し実績を重ねてきたことからと推察される。

また、同セミナーで講師を務めた上海税関総合業務処・徐楓副処長は WBA が 2009 年より面談を重ねてきたキーパーソン。2009 年の WBA 真贋判定セミナー、2011 年および 2013 年 WBA 代表団との意見交換会などに税関側要人として参加。爾来、しっかりとした信頼関係を保っている。

2019 年 9 月に上海税関が内々に外国団体から新システムの意見を求めた会合にも WBA は招かれた (WBA の他は QBPC*のみで、当局における WBA への認知度は高い)。

*QBPC : Quality Brand Protection Committee シーメンス、トヨタなどの在中海外大企業から構成される偽造対策推進の民間団体で最大のもの。

取締機関へのデータの提出先と種類は次の通り。

○海関総署（中央税関）総合業務司知的財産処 黄処長 *2011 年以来 9 回会合を実施。

- ・ WBA 団長レター (FEBMA 事務局ロウォルド)
- ・ 各社情報：ホワイトリスト、ブラックリスト、連絡先、会社紹介等（以下の提供先においても同文となる）
- ・ 中国税関差止データ：WBA メンバーの偽造品を中国税関が差し止めたデータ（同上）
- ・ 中国以外での税関差止データ：中国から輸出された WBA メンバーの偽造品を海外税関が差し止めした事例のデータ（本データは WBA リーガル・カウンシルを務めるベルギーの B&M が集約し、直接、海関総署へ提出）

○上海税関 *これまで 3 回目会合を実施。

- ・ 各社情報、中国税関差止データ

○上海市公安局 *これまで 2 回会合を実施。

- ・ 各社情報、中国税関差止データ
- ・ 中国市場摘発データ：WBA メンバーの偽造品を中国当局が摘発した実績のデータ

○上海市市場監督管理局（知識産権局*）

- ・ 各社情報、中国税関差止データ
- ・ 中国市場摘発データ：WBA メンバーの偽造品を中国当局が摘発した実績のデータ

*国家機関改革により、これまでの工商行政管理局、質量技術監督管理局、食品薬品監督管理局、知識産権局の 4 機関関連部門を統合し、2019 年に新組織が発足。同年初訪問。2020 年 12 月、上海市市場監督管理局による特別摘発によって、登録商標「KOYO」および「NSK」を侵害している疑いのある多数のベアリングが押収された。この摘発事案は「優秀模倣対策事例」として同局からインターネット上で広報されている

b - 2. 2021 年計画

ア. 中央政府

新型コロナウイルスによる影響、渡航制限等を勘案して、適切な時期に実施する。

○海関総署：総合業務司知的財産処 ー総署との長年のパイプを維持

- 地方ロビー計画の事前の海関総署の了解と支持。

【背景】例年、地方ロビー計画については、その実施前に海関総署の了解と支持を得てきている。その際、海関総署は、毎年の WBA による地方税関訪問を高く評価と表明している。

- 最新動向に応じ、中国税関がどのようなデータをリスク管理システムに必要としているかについて意見交換をする。
- WBA アプリ（WBA Check）を税関職員に使用してもらえるよう、総署と意見交換をする。アプリを開発した OneIdentity+社にも協力を得る。

【背景】WBA Check を税関職員に支給されているタブレット端末^{※2}にダウンロードできるか否かは税関内で充分な検証が必要。

※2 中国税関は組織内に閉じられた固有のシステムを持つ。上記端末もこのシステムにのみ接続しており、市場ネットワークとはつながっていない。

○国家市場監督管理総局（SAMR）：2018 年、国家質量監督検驗検疫総局、国家工商行政管理総局、国家食品薬品監督管理総局を統合して新たな組織として設立。品質、計量、各種輸出入貨物検疫から、消費者保護等を担当。近年 WBA が問題視している E コマース対策も管轄していることから訪問を計画する。WBA として初めての訪問となる。

イ. 地方政府

貿易量が多く、税関差止件数が多い上海税関を訪問する（セミナーも開催）。また、上海は、中国最大の商業拠点であるため、様々な法執行当局との関係を維持・強化する必要があることから、上海の公安または市場監督管理局を再訪問し、セミナーを開催する。上述の中央政府と同じく、新型コロナウイルスによる影響、渡航制限等を勘案して、適切な時期に実施する。

○税 関：上海税関（トレーニングセミナー）

○摘発機関：上海の公安または市場監督管理局（トレーニングセミナー）

○事前レイド：各社個別に上海市で実施。目的は、訪問する取締機関に対して現地の偽造品の実態を報告し、当局が法執行をおこなう上で参考となる情報を提供する。

c. EU ロビー（FEBMA 担当）

BASCAP (Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy : ICC 国際商業会議所が立ち上げた偽造品対策活動)。BASCAP には団体は加入できないため、WBA を代表し SKF が 2015 年末より参加。これまで BASCAP の活動及び関連する組織の活動に対し WBA の意見・情報を提示、収集した情報を WBA 内で共有してきた。しかしながら、近年その活動が鈍化し、情報の価値が落ちてきたことから、WBA として次年度は退会する方針に傾いていたところ、9 月下旬に BASCAP 改革案がその運営母体である国際商業会議所から公表された。WBA として BASCAP を継続するか、退会するか、他団体に乗り換えるかなど、11 月にかけメール・電話等で意見調整の結果、会費減額に加え、改革効

果への期待感もあり、担当幹事を SKF からシェフラーに変更し、当面継続することとした。しかしながら、2021 年に入り ICC が BASCAP 解散の方向を打ち出したことから、3 月時点では ICC からの正式な決定の連絡を待っているところ。

d. アジア太平洋地域（タイ）（JBIA 担当）

d-1. 2020 年結果

新型コロナウイルスの影響が広がる直前の 2020 年 2 月 19 日、タイ取締機関職員を対象にトレーニングセミナーを開催。また、2019 年につづき、中央税関を訪問（2 月 20 日）。中国ロビーと同じく、各社からタイ人スタッフも参加し、タイ語でプレゼンや質疑応答などに対応を行った。タイでは現地スタッフの活躍が目立ち、将来的には現地主導型の活動体制に移行していく可能性がある。詳細は次の通り。

ア. 2 月 19 日：タイ取締機関職員向け合同トレーニングセミナー

タイの 4 つの取締機関から 62 名の現場職員が出席し（内訳は下記）、WBA 主催の合同トレーニングセミナーを開催。WBA の組織や偽造活動、偽造ベアリング使用のリスクおよび WBA 真贋判定アプリを紹介後、メンバー企業による自社のプレゼンを行った。セミナー会場には、メンバー企業ごとに個別ブースを設置し、真正品・偽造品のベアリングや外箱のサンプルを展示。見学に来た職員の質問に答える等の対応を行った。タイはモバイルからの 1 日のインターネット平均利用時間が世界 1 位（5 時間 13 分）と言われている。セミナー参加者は、早速 WBA アプリをダウンロードし、ベアリング外箱に印刷されている二次元コードの見本をスキャンしていた。

なお、税関に対する WBA アプリの紹介・デモンストレーションは中国海關總署、日本国財務省関税局知的財産調査室に続く 3 回目。

セミナー出席者（総勢 62 名）

税関：20 名

特許庁（DIP : Department of Intellectual Property）知的財産侵害防止及び鎮圧部：16 名

法務省特別捜査局（DSI : Department of Special Investigation）：7 名

警察庁経済犯罪制圧課（ECD : The Economic Crime Suppression Division）：19 名

イ. 2 月 20 日：中央税関（2 回目の訪問）

2019 年に続き捜査・取締局（Investigation and Suppression Division）を訪問。副局長らを対象に、WBA の組織や偽造活動、偽造ベアリング使用のリスクおよび WBA アプリの紹介を説明した。会議後、税関の公式ホームページと税関向けのインターネットに、WBA アプリの紹介を検討したい旨の連絡があった。

その後、現地法律事務所を通じフォローアップした結果、2020 年 6 月にタイ税関知的財産コーディネーション・センターのウェブサイトに WBA アプリの概要およびダウンロードのリンク先が掲載された（税関内部向けのサイトも同様）。WBA の取り組む偽造品対策が税関により認知されたことで、今後関係強化を図る基盤ができた。

d – 2. 2021 年計画

新型コロナウイルスによる影響、渡航制限、現地社会情勢等を勘案して、適切な時期に実施する。

ア. タイ取締機関職員向け合同トレーニングセミナー（2回目）

候補地について WBA メンバーにアンケートを取ったところ、バンコク首都圏（クロントイ港、スワンナプーム空港等）およびレムチャバン港（コンテナ取扱高タイ最大。バンコクの東南 130 キロ）の要望が多かった。今後タイミングを計り現地当局と調整する。

イ. 中央税関（3回目の訪問）

WBA アプリ広報協力への御礼及び偽造品対策についての意見交換。

ウ. 偽造品対策委員会と現地職員を交えた意見交換会（3回目）

対面方式での課題把握とセミナー等の事前調整を兼ねた会議を現地活動初日に実施。

e. 広報啓発活動（Awareness Campaign）（ABMA 担当）

広報啓発分科会は偽造品対策委員会の下に設置され、Schaeffler を議長（ABMA は担当事務局）として、電話会議を開催（2020 年 1 月 20 日、2 月 7 日、3 月 9 日、5 月 6 日、7 月 13 日、9 月 16 日、10 月 14 日、11 月 11 日、2021 年 1 月 20 日、3 月 17 日）。ユーザーに対し、偽造品の危険性と偽造品の購買・使用の防止等について WBA ウェブサイト (<https://www.stopfakebearings.com/>) 等により、啓発している。

WBA Check は概ね 2019 年 7 月に各社が供用を開始し、各企業の 2 次元コードの市場付与率が十分な水準になった時点で WBA として本格的普及活動に入る予定であった。しかし、新型コロナウイルスの影響などにより付与率が伸び悩んだことから、これまでの間は、参加企業・日米欧事務局単位で行ってきていた^{*1}。8 月の電話会議において、付与率に大幅な上昇はみられなかったものの、これ以上広報を先延ばしすることは望ましくないという意見があり、アプリの広報をスタートする準備を進めることができた。これを受け 12 月 15 日に ABMA が自らのウェブサイトにアプリの英文プレスリリースを掲載した。今後これを出発点として、順次、世界各地で種々のリリースが行われる^{*2}。JBIA は、早速第一弾として月刊ベアリング 1 月号に掲載した。

* 1 JBIA としては各社による情報提供などのほか、内田不正商品対策委員長と事務局で次の政府機関にブリーフィングを実施。

1) 2019 年 11 月 25 日、財務省関税局業務課知的財産調査室長ほかに対し、偽造問題と WBA アプリ概要説明。

2) 同年 11 月 28 日、経済産業省製造産業局模倣品対策室長ほかに対し、同上概要説明。

* 2 一例として、ブラッセルに本部を持つ「欧州・中東・アフリカ・パワートランスマッシュョン流通協会（EPTDA）」に対しては FEBMA が、シカゴに本部を持つ「北米パワートランスマッシュョン流通協会（PTDA）」には ABMA が、また、中国では「ドイツ機械工業連盟（VDMA）」ルートで FEBMA が手配する。日本では JBIA が 2021 年 2 月 26 日に

「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF**）」アジア・プロジェクト会合において、WBA チェック紹介を含め JBIA 偽造品対策についてプレゼンテーションを行い、企業、特許庁、JETRO などに周知した。

＊＊海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、政府との連携を強化しつつ国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、設立された日本における官民合同の団体。座長：内山田トヨタ自動車会長、事務局：ジェトロ、参加は 91 団体・190 社。

(注) WBA Check の啓発普及については、同じ啓発普及活動ということで、オーセン委員会から広報分科会に付託されている。

e - 1. 2020 年結果

- サイトおよびアプリの多言語化：アプリを広く使ってもらうため、多言語化を進めている。現在の進捗状況は次の通り。

WBA ウェブサイト：英・日・中・西・葡・仏・独・泰・露・アラビア・土・尼（12 か国語）

WBA アプリ：英・日・中・西・仏・独・露・アラビア・ルーマニア（9 か国語）

- 各社から提出される偽造対策関連記事の掲載。
- WBA アプリについて、2 次元コードを使った真贋判定以外の機能として、写真判定や担当者に連絡できる機能があることを重点的に PR した広報素材の作成。

e - 2. 2021 年計画

- 各社から提出される記事の掲載。
- サイトへの訪問者数、閲覧ページ数を増やすための方策の検討。
- この他、以下の作業を予算等の可能な範囲で行う。

既存ビデオの多言語化（現在は英語版のみ。中国語化等、ニーズに応じて制作）。

サイトのダウンロードエリアの使い勝手向上

お客様・ディーラーの評価の声をまとめたプロモーションビデオの作成検討。

f. インド調査（2020 年結果と 2021 年計画）

インドについては、2010 年に偽造品市場調査を実施。一般的なベアリング市場の調査と各メンバー企業向けの個別調査を行った（個別の報告書は共有しない）。ちょうど 10 年目にあたる 2020 年に、同様の調査を行い、2021 年の活動につなげられるかを検討することとなり、2010 年に調査委託した現地のサービスプロバイダー「SAI」に加えいくつかの会社に見積もりをとる等、作業を進めた。しかしながら、新型コロナウィルスの流行によりインド国内でも移動制限が課されるなど外部環境が大きく変化したため、調査時期を延期することとした（2020 年 3 月）。その後、現地の状況はやや改善しつつあるという情報を接し、現地サービスプロバイダー候補企業（2 社）に連絡を取り、調査を実施することが可能か確認中。

g. 予算

委員会は 2020 年の予算として 165,000 ドル (2019 年 131,495 ドル) がヨーテボリ総会で承認された。詳細は以下の通り。

中国ロビーリングロジスティクス (中青旅)	USD 10,000
中国ロビーリングコンサル (CALUE)	USD 36,000
海外差止データ収集 (B&M)	USD 3,000
広報啓発活動 (オーセンアプリの広報活動も含む)	USD 30,000
BASCAP 会費 (EUR25,000)	USD 30,000
インド偽造品市場調査	USD 38,000
アジア太平洋 - タイ	USD 18,000
Total	USD 165,000

なお、2021 年の予算については、2020 年予算を踏襲しつつ可能な範囲で節約に努めることで調整中。現状は以下の通り。

中国ロビーリングロジスティクス (中青旅)	USD 10,000
中国ロビーリングコンサル (CALUE)	USD 36,000
海外差止データ収集 (B&M)	USD 3,000
広報啓発活動 (オーセンアプリの広報活動も含む)	USD 30,000 (p)
インド偽造品市場調査	USD 38,000 (p)
アジア太平洋 - タイ	USD 18,000
Total	USD 135,000

注) 表中の(p) は暫定。

⑤WBA オーセン委員会 (FEBMA 担当)

共通アプリである「WBA Check」の開発・改善・広報普及・運用等を行っている。

WBA オーセン委員会は、2019 年のヨーテボリ総会以降、7 回 (2019 年 11 月 18 日、2020 年 1 月 21 日、3 月 24 日、5 月 12 日、8 月 17 日、11 月 25 日、2021 年 2 月 2 日) 電話会議および web 会議を実施。

a. 委員 (2021 年 3 月末現在)

議長：ビッヒルメイヤーブーン (Schaeffer)

委員：尾形、内田 (NSK) 、松井、平岡 (JTEKT) 、村上、甲斐、野並 (NTN) 、

有澤、岡島 (NACHI) 、ブラバード (SKF) 、ベルニ他 (TIMKEN)

事務局：宮下専務理事、石浦、岡野 (JBIA) 、ブラックフォード (ABMA) 、

ロウォルド (FEBMA)

b. 2020 年結果と 2021 年計画

- アプリの機能の改善：ユーザーのアプリ利用状況をモニタリングし、問題点の改善を実

施し今後も継続する。

- 中国国内で **WBA Check** を普及させるため、中国では **Google** が利用できないことから（アップルの **iOS** は利用可能）、ダウンロードできる検索エンジンサイトを探したところ、百度（**Baidu**）が適当ということになり掲載した（2020 年 9 月）。アプリも **Baidu** に合わせたバージョンとなっている。

さらに中国ユーザーの便宜を考慮すると、中国における SNS 最大手である **WeChat** 対応が望ましいとの提案が委員からあり（2020 年 11 月）、中国の IT ベンダーなどから関連情報を収集しているところ（2020 年 12 月）。**WeChat** のプラットフォームに載せることになった場合の技術的問題点、登記法人名義の問題、コストなどについては 3 月現在検討中。
 - 中国海関総署（**GACC**）：2019 年 5 月の中国ロビ一面談においては、**WBA** アプリはまだ完成しておらず、仮定の議論で同アプリを **GACC** で使用いただく条件等について意見交換を行った。2020 年は新型コロナの影響により中国ロビーが延期されたことから、2021 年の中国ロビーの機会を捉え実際にアプリのデモンストレーションを行い具体的な意見交換を行う。それを踏まえ、中国税関にアプリを利用してもらうために必要な改修など税関システムへの対応の検討を行う予定。
 - 偽造品対策委員会の下の **Subcommittee** である広報啓発分科会と協力して、アプリの広報普及活動を継続（オーセン委員会が広報啓発分科会に作業を付託。同予算を分科会に移管（上記「④ g. 予算」参照））。
- ・業界誌等への広報記事の提供：**JBIA**、**FEBMA**、**ABMA** は業界紙等に記事を提供（**JBIA** 機関誌には 2019 年 11 月、2021 年 1 月掲載）。
 - ・定期刊行物やインターネット販売サイトへの記事を提供。
 - ・アプリの使用方法を説明するビデオの制作（SNS、ウェブサイト向け）
 - ・アプリの多言語への対応：現在 9 か国語（英・日・中・西・仏・独・露・アラビア・ルーマニア）。
- c. 2020 年予算（ヨーテボリ総会で承認）。

WBA Check の年間維持費	EUR 4,800
（ WBA 分のみ。参加企業は各々の個別メンテナンス負担がある。）	
GACC のシステムへの適応	EUR 3,800
Total	USD 10,000 (EUR 8,600)

2021 年予算については、2020 年の予算枠を踏襲する方向で調整中。

（3）不正商品対策

① 不正商品対策専門委員会

本委員会は、**B&M** 弁護士によるリーガル・チェックの上、年間を通して隔月で開催する

（うち年 2 回は大阪開催）。本年は、新型コロナウイルスの影響のため対面会議は行われず、電話会議および Web 会議を 5 回開催した（電話会議：2020 年 4 月 15 日、6 月 19 日、8 月 20 日、10 月 14 日、Web 会議：2021 年 1 月 15 日）。

a. 各社の不正商品対策

委員会では、競争法の範囲で、各社の不正商品対策について報告している（各国の執行機関の手続きや、海外市場における偽造品対策の問題点あるいは成果等）。

b. 共同調査（東南アジア）

近年、中国以外のアジアにおいても偽造品の被害報告が急増している。偽造品のほとんどが中国からの輸出品とみられる。このことからアジア地域、特に東南アジア地域について対策実施のニーズが高まり、共同調査をすることとした。

委員会で検討した結果、調査対象候補としてベトナムとミャンマーを選び、まずは、ベトナム市場から調査することで合意した。内田委員長（NSK）と石浦国際部長（事務局）が 2019 年 10 月にベトナムへ渡航し、現地マーケット、サービスプロバイダー、ジェトロ等を訪問した。しかしながら、新型コロナウイルスの影響により現地での事業実施について不透明感が高まっていることから、以下の(i)(ii)の理由から、当面は WBA の東南アジア対策（タイ）に集約することに方針変更した。

- (i) 多くの委員メンバーが東南アジアの生産流通拠点としてタイに事務所や工場を置いているため、同地で活動をすることは、ゆくゆくインドシナ地域に亘る対策にもつながる。
- (ii) また、タイは東南アジアの中でも比較的偽造対策の法整備が進んでおり、取り締まり当局も積極的に対応をしてくれる国であり、対策の起点とするにはふさわしい。

c. 展覧会への広報出展

「中国・ASEAN 博覧会（於、南寧*）」（2020 年 11 月 27 日～30 日）の出展について JETRO 広州・中国 IPG より募集の連絡があり、委員会で検討し、JBIA として偽造品啓発資料 2,000 部を配布した。資料掲載に参加した企業は 5 社（NSK、JTEKT、NTN、NACHI、NMB）。なお、タイ税関によると、国内で流通する偽造品の約 9 割は中国製。

*中国商務部と ASEAN 経済貿易当局は毎年、中国南寧市で「中国・ASEAN 博覧会」を開催し、両者の経済交流を後押ししている。そのため、消費者が主な対象だが、例年中国、ASEAN の税関職員など法執行機関も来場する。

また、2020 年 11 月 20 日～29 日の期間に中国広州で開催される GIAE-広州国際自動車展（AUTO GUANGZHOU）に JAPIA が反模倣品啓発活動のパネルを掲載することになり、賛同団体として JBIA も参加。

②国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）

政府・関連団体・企業が一体となって模倣品など知的財産権侵害対策を実施するため、「国際知的財産権保護フォーラム」が 2002 年 4 月に発足した。当工業会は、次の 4 つに参加し、そこで得られた知識・情報等を WBA 事業や不正商品対策専門委員会の活動に反映させている。なお、中国に対する提言のあり方が、2002 年のフォーラム創立時における官民

訪中ミッションから、現在は現地日系商工会による提言へ移行しているため、中国プロジェクトは、情報収集を中心としたものに運営を変更することとなっている。

中国プロジェクト（情報収集グループ／交流グループ）

アジア大洋州プロジェクト

中東アフリカプロジェクト

インターネットプロジェクト

（4）米国との間の通商問題

1970 年代から継続された、米国による日本製ベアリングのアンチ・ダンピング（AD）措置が終了（2014 年 3 月、玉軸受調査が 2011 年 9 月 15 日まで遡りサンセット）して以来、通商対策専門委員会の開催を要する状況にはないが、当工業会としては米国政府が再び AD 措置をとる動きがないか注視を続けてきている。経済産業省においても、WTO の精神に則り公正で自由な世界貿易が確保されるよう、政府間交渉の場を通じて、AD 措置の不適切な運用としてバード修正条項への問題提起を続けるなど、政府としての対応を継続している。こうした中、経済産業省関係部局と当工業会との間で、情報交換を適時行い、当工業会からの要望を伝えるとともに、政府に積極的に協力してきている。

①バード修正条項

米国は、2006 年 2 月に 2005 年 10 月に遡って本条項を廃止したものの、2007 年 9 月末までに通関された貨物については分配の対象とする経過措置を残した。これに対して日本政府は WTO 上認められた対抗措置を毎年延長し実施してきた（2014 年、2015 年は報復関税措置の延長は行わず、その権利を保留）。2016 年 3 月（2015 年分約 7000 万ドル）と 12 月（2016 年分 880 万ドル）に多額分配があり、日本政府は対応方針を検討していたところ、2017 年 12 月に「対抗措置の権利を留保」し、その旨の通報を WTO に行った。続いて 2017 年は 8.6 万ドル、2018 年は 2.3 万ドルの分配が行われた（日本製ベアリングに係る分配のみ）。いずれの年も、ベアリングを含む日本製品に係る分配額が極めて少額であったことから、日本政府は「対抗措置の権利を留保」の旨の通報を WTO 行った。2019 年も 2.8 万ドル分の分配が行われたが（事務局試算：日本製品全体で 3.5 万ドル）、2020 年 9 月 25 日に留保の通報を WTO に行った。2020 年の分配は、52.5 万ドル行われた（事務局試算：2020 年はベアリング製品のみについて分配が行われた）。政府は対応方針を検討中であり、WTO への通報が必要な場合には通報する（通報期限は、実態的には、次回の分配である 2021 年 12 月より前）。通商対策専門委員会では、今後も、こうした政府の動向に留意しつつ米国における分配について注視していく。

②Differential Pricing Analysis（DPA）

ダンピング・マージンを計算するプログラムである「ゼロイング」を不当な計算方法として、日本政府は長い間 WTO の場で WTO 協定違反として争っていたところ、日本の主張を認めた WTO 勧告がなされ、その結果、ゼロイング撤廃を約束する覚書を米国政府と合意す

るに至った（2012年6月）。しかしながら、その後、米国商務省は新しい運用への動きを見せている。即ち、マージン計算プログラムとして新たにDPAを採用し、いくつかの国とのダンピング問題において既に適用を始めている。DPAは、統計手法を用い、米国市場を一体としてみるのではなく、特定の顧客・地域・時期の観点で細分化された市場に着目してダンピング判定を行い、ゼロイング有りでアンチ・ダンピング税を算出するもの。ベアリング業界では、第21回年次レビュー^{※3}の再計算の際に適用されている（2015年10月8日）。日本以外でも適用されている例があり、通商対策専門委員会では、今後も、米国政府の動きに注視し、必要があれば、日本政府とも協力をしていく。

※3 対象期間：2009年5月～2010年4月末

（5）FTA/EPAその他通商問題

二国間貿易協定、RCEP等の経済連携協定交渉におけるベアリングの原産地規則や、原产地証明新ルール（例えば、インドで導入された「CAROTAR2020」）等について、適宜、政府に要望を伝えるとともに交渉に必要な資料の提出等協力を行った。米中摩擦や日米通商問題等について、政府、JETROなどから情報提供があれば会員へ提供した。

（6）情報の収集と提供

当工業会のホームページには、ベアリングの財務省通関統計、米国と欧州主要各国の輸入統計を掲示している。

（7）会議の開催

B&M弁護士による資料の事前チェックと会議モニターのもと、必要な会議を適宜開催した。

- ・国際部会会議：2回（メールでの書面審議）
- ・WBA専門委員会（WBA偽造品対策委員も参加）：2回（電話会議）
- ・不正商品対策専門委員会：5回（電話会議4回、Web会議1回）

4. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業

(1) 地球環境対策

地球温暖化対策については、経団連が政府との密接な連携のもと産業全体を総括した自主的な環境政策を進めてきている。当工業会は当初からこれに参加してきている。経団連は、2013年度より「環境自主行動計画」から「低炭素社会実行計画」にステップ・アップし、当工業会としてもこれに合わせ、新たな目標（2020年度のCO₂排出原単位を1997年度比23%削減）に向け取組みを行っている。2020年度においても着実な進展に努めた。

また、循環型社会に向けた対策についても、同様に経団連の総括的な政策のもと、当工業会は「循環型社会形成自主行動計画」における2020年度目標に向け、廃棄物の再資源化率及び最終処分量削減率の取組みを行っている。2020年度においても着実な進展に努めた。

これらにおいては、環境対策専門委員会を中心として会員各社が円滑な対応が図れるよう情報収集、方針検討等を行うとともに、経済産業省及び関係機関への調査協力・説明並びに会員への情報提供等の活動を行っている。

① 「低炭素社会実行計画」フォローアップ等

当工業会においては、環境自主行動計画へ参加すべく1998年11月に「ベアリング工業における環境自主行動計画（温暖化対策編）」を策定し、1999年より、毎年、フォローアップを実施してきた。標記計画については、2012年度に目標を達成し計画が終了したことから、2014年3月に新たな計画として、「ベアリング業界の低炭素社会実行計画」を策定した。

【低炭素社会実行計画】

〈数値目標〉

目標：2020年度のCO₂排出原単位を1997年度比23%削減に努める。

前提条件：電力の排出係数は3.05t-CO₂/万kWhに固定する。2020年度の生産量は、直近の2012年度レベル以上とする。

この数値目標と合わせて「低炭素社会実行計画」の4本柱として位置付けられている「低炭素製品、サービス等による他部門での削減」、「国際貢献の推進」、「革新的技術の開発・導入」についても、可能な範囲で貢献していく。

2020年度は、計画の7年目である2019年度の実績についてフォローアップを行うべく、2020年6月に「低炭素社会実行計画」参加企業12社に地球温暖化対策の進捗状況及び見通しについてアンケート調査を実施した。その調査結果に基づき、2019年度のフォロー

アップ結果を取りまとめ、10月に理事全員の承認を得たうえで、経済産業省及び経団連へ結果報告した（本件については11月理事会で報告した）。

2019年度のフォローアップ結果について、以下に報告する。

a.CO₂排出原単位の実績及び見通し

図1のグラフは、目標の前提条件に沿って、各年度とも電力の排出係数を3.05t-CO₂/万kWhに固定した方法を使用し、電力の排出係数の変化による要因を除いて算出した。この係数を固定した方法によれば変動する方法と異なり、事業者の努力が調査結果に素直に反映されることとなる。2019年度実績では、1997年度比73.8%つまり26.2%削減となり、目標の23%削減水準に達した。

目標に達した要因として、会員各社が省エネ設備投資の増強やエネルギー効率向上、設備稼働率向上など積極的に行ったことがあげられる。

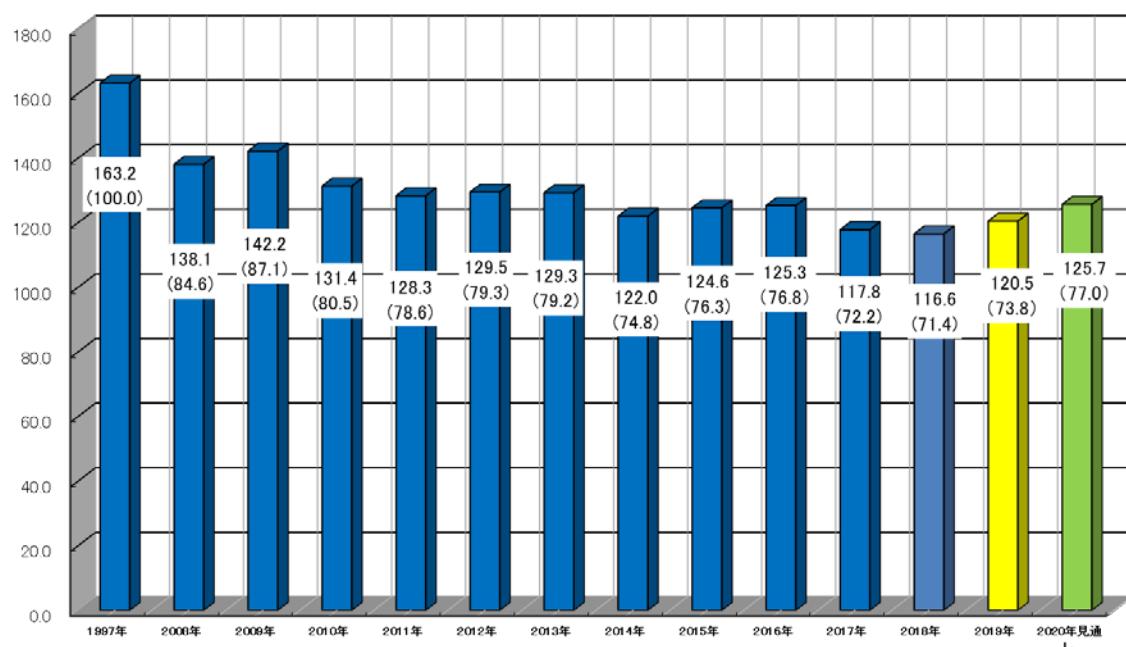
また、2020年度は、省エネ対策を着実に積み重ねるが、新型コロナウィルス感染症等の影響で付加価値生産高が大幅に減少になる可能性もあることから、1997年度比77.0%つまり23.0%削減となる見通しとなった。

また、参加企業は、省エネ対策を強力に推し進めてきており、省エネ対策の余地が少なくなってきたが、今後の各会員の自主的な取組みを着実に実行することにより、2020年度に目標を達成できる見通しであり、クレジット等の活用は考えていない。

図1.CO₂排出原単位の推移

上段:t-CO₂/億円

下段: %



注1：カッコ内は、基準年度1997年度を100とした場合の比率

注2：電力の排出係数は、各年度3.05t-CO₂/万kWhに固定した。

注3：原単位算出方法=二酸化炭素排出量/ベアリング付加価値生産高（ベアリング付加価値生産高とは、

会員各社が売価変動を受けにくい単価を基準とした生産高から材料費や外注費等の外部費用を除いたもの。)

(参考) 電力の排出係数が年度ごとに変動する方法による算出

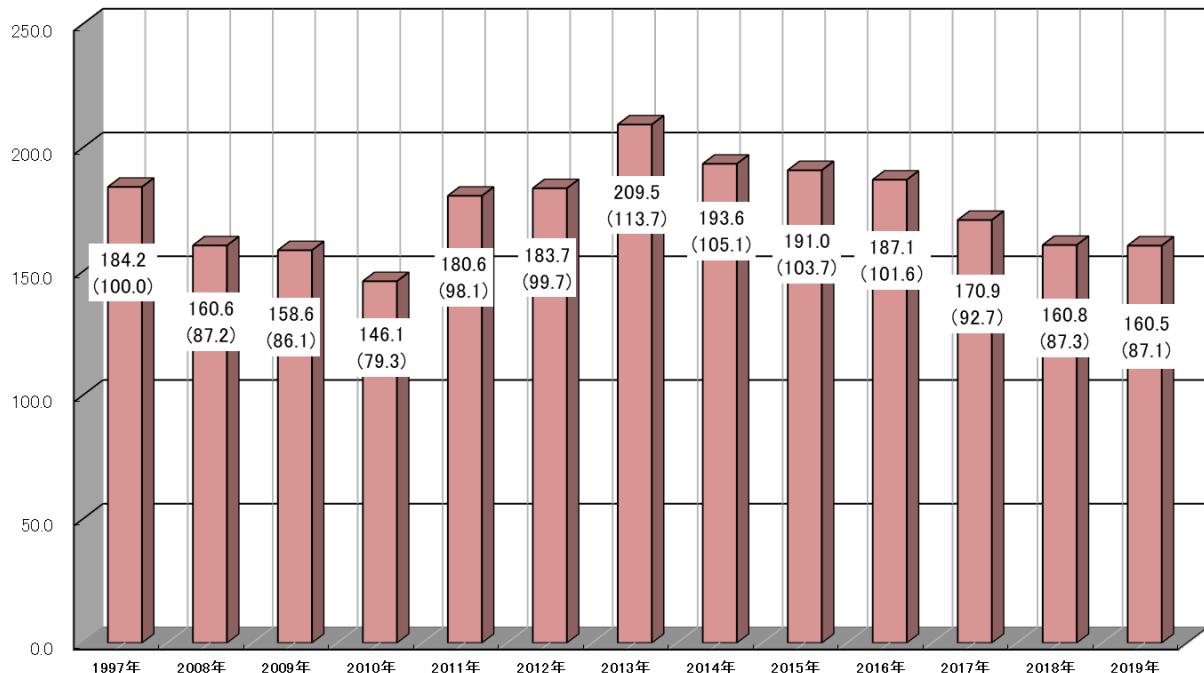
図2のグラフは、電力の排出係数が年度ごとに変動する方法による結果であり、直近の2019年度実績では、1997年度比87.1%つまり12.9%減少となった。

1997年度と2019年度を比較すると、CO₂排出量の約8割を占める電力の排出係数が21.3%増加したが、CO₂排出原単位では12.9%減少している。つまり、CO₂排出原単位が減少したのは、会員各社が省エネ設備投資の増強やエネルギー効率向上、設備稼働率向上などを積極的に行ったことがあげられる。

上段 : t-CO₂/億円

図2. CO₂排出原単位の推移

下段 : %



注1：カッコ内は、基準年度1997年度を100とした場合の比率

注2：電力の排出係数は、年度ごとに変動。1997年度3.66、2008年度(クレジット調整後排出係数)3.74、

2009年度(同左)3.53、2010年度(同左)3.52、2011年度(同左)4.75、2012年度(同左)4.81、

2013年度(同左)5.67、2014年度(同左)5.52、2015年度(同左)5.31、2016年度(同左)5.16、

2017年度(同左)4.96 t-CO₂/万kWh、2018年度(同左)4.63 t-CO₂/万kWh、2019年度(同左)4.44 t-CO₂/万kWh。

b. 会員各社のCO₂削減における取組み

上記の目標に向けて、以下の取組みなどを実施した。

①空調関係（ヒートポンプ式、氷蓄熱式等省エネタイプへ更新、温度管理徹底、など）

- ②コンプレッサ関係（台数制御、吐出圧の見直し、など）
- ③照明関係（省エネ型器具へ取り替え、不要照明の消灯勵行、など）
- ④モーター等、動力源関係（インバーター制御、など）
- ⑤熱処理関係（熱処理設備の燃料転換、稼動条件変更、など）
- ⑥発電設備関係（太陽光発電機の導入、自家発電設備の排熱利用、など）
- ⑦その他（製造機械のサイクルタイム短縮、など）

c. 本社等オフィスからのCO₂排出量の推移

当工業会では、2010年度実績から、本社等オフィスからのCO₂排出量実績の集計を行うこととした。以下のとおり、アンケート結果報告をいただいた7社の合計値を報告した。

【本社等オフィスからのCO₂排出量（7社合計値）】

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
のべ床面積 (千m ²)	38.7	38.8	38.8	38.6	41.6	45.9	46.8	44.3	44.2	46.8
CO ₂ 排出量 (千t-CO ₂)	1.714	1.402	1.419	1.371	1.345	1.464	1.523	1.587	1.505	1.548
床面積当たりCO ₂ 排出量(kg-CO ₂ /m ²)	44.3	36.1	36.6	35.6	32.3	31.9	32.6	35.8	34.0	33.1
エネルギー消費量 (原油換算)(千kl)	1.202	0.992	0.997	0.958	0.952	1.021	1.058	1.111	1.030	1.067
床面積当たりエネルギー 消費量(l/m ²)	31.0	25.5	25.7	24.8	22.9	22.3	22.6	25.1	23.3	22.8

注：電力の排出係数は、3.05t-CO₂/万kWhに固定して算出した。

なお、具体的な取組みについては、以下のとおり。

- ・ クールビズ・ウォームビズの実施（空調温度設定の徹底など）
- ・ 本社、支店の休憩時間の消灯等による節電活動。
- ・ 階段・トイレの自動消灯、蛍光灯の使用削減。
- ・ 水栓の自動化による節水（工場・事務所取り付け）
- ・ コピー用紙の使用量削減（裏紙の使用、両面コピーの推進）
- ・ 遮熱フィルムによる省エネ実施、など

d. 低炭素製品・サービス等による他部門での削減

ベアリングの製品自体が省エネルギーの製品であり、小型・軽量化、低トルク化など技術進歩に伴う性能向上により、需要先である自動車や家電製品、工場設備等の省エネルギーにも大きく貢献している。

2019年度の取組み事例としては、以下の製品などがあげられる。

低炭素製品・サービス等	削減実績 (2019年度)
複列深溝玉軸受 (株)不二越	自動車の駆動装置用軸受としての複列深溝玉軸受の採用により使用段階のCO ₂ 排出量を0.22%削減。従来の円筒ころ軸受に対し、65%のフリクションを低減。
第5世代低トルク円すいころ軸受FLT®-V (株)ジェイテクト	自動車トランスミッション及びディファレンシャルユニットに使用される円すいころ軸受で樹脂保持器形状の最適化により、車両燃費約1.8%向上、CO ₂ 排出量約4.0g/km削減。
モータ・ジェネレータ機能付ハブベアリング「eHUB」 (NTN株)	タイヤの回転を支えるハブベアリングにモータ・ジェネレータを組み合わせた「eHUB」を開発。スタートジエネレータなど実用化された「48V MHEV」と組み合わせて従来のエンジンのみの自動車と比較して最大25%の燃費向上。
高信頼性 鉄道駆動装置用軸受 (日本精工株)	すきま調整不要の円筒ころ軸受と四点接触玉軸受を開発。隅R形状の最適化とリング案内改良により保持器強度を大幅に向上。駆動装置の省メンテナンス化、鉄道車両のライフサイクルコストの削減に貢献。

e. 海外での削減貢献

これまでに進出先国・地域の環境保全に関しては、現地の現状を十分に配慮しつつ、事業展開を図ってきている。海外の現地法人においても、国内と同様に省エネ活動などを推進している。

取組み事例としては、タイの工場で水の蒸散効果を活用した冷却システムの導入により空調稼働率を低減したり、フランス及び中国の工場で、太陽光発電パネルを設置し稼働することなどにより、CO₂排出量を削減した。。

f. 革新的技術の開発・導入

燃料電池車（F C V）や電気自動車（E V）等の先端技術に必要なベアリングの開発や、再生可能エネルギーを利用した風力発電用ベアリングや、クリーン輸送機関としての高速鉄道（新幹線など）用ベアリングの技術開発などを行っている。

取組み事例としては、自動車の変速機用途として「磁歪(じわい)^注式トルクセンサ」を開発。センサが軸に非接触で測定することが可能で、センサと軸の接触による摩耗が発生せず、より安定したトルク測定ができる。既存の変速機への適用による車両燃費改善や、今後、2速変速E Vへの適用で車両の航続距離延伸が期待できる。（日本精工株）

注：磁歪とは、強磁性体を磁化するとき、わずかに変形する現象、またはその変形。磁気ひずみ。逆に金属が変形すると磁界も変化する（逆磁歪）。この現象を利用して、トルクによる軸のねじれを磁界の変化（非接触）で捉え、トルクに換算する。

g. 2030年度の低炭素社会実行計画・削減目標

経済産業省及び経団連から「低炭素社会実行計画」参加団体に対して、2030年度目標の取りまとめを行うよう要請があり、2015年5月、以下の目標を策定した。2020年度以降も、この目標に向け引き続き取組みを実行していくこととした。

【2030年度目標】

2030年度におけるCO₂排出原単位を1997年度比28%以上削減することに努める。但し、前提条件として、①電力の排出係数は3.05t-CO₂/万kWhに固定する。②2030年度の生産量は、2012年度レベル以上とする。

h. 「産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会電子・電機・産業機械等ワーキンググループ」等での評価・検証

例年のとおり、2021年1月に経済産業省にて「産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会電子・電機・産業機械等ワーキンググループ」が開催された。このワーキンググループは、経済産業省と環境省の共管で、国として多角的観点から経団連の自主的な環境政策を評価・検証する場である。この中で当工業会はその進捗・対応など全般について適正な評価を受けた。

他方、経団連においても、その内部機関としての第三者評価委員会において当工業会を含む産業全体のフォローアップ結果が評価され、適正な成果とされた。

i. 会員企業への温暖化対策の協力要請文の発出

例年のとおり、上記フォローアップ結果を11月理事会で報告するとともに、この機会をとらえ「低炭素社会実行計画」の参加の如何にかかわらず、会員企業代表者宛てに会長名でCO₂排出削減の協力要請文を郵送し、引き続きの努力を要請した。

j. 「ベアリングのCO₂排出削減貢献定量化ガイドライン」の検討・策定

当工業会では、上記のとおり、「ベアリング業界の低炭素社会実行計画」を策定し、毎年、会員企業の取組みのフォローアップを実施するとともに、その結果を経済産業省及び経団連に報告してきている。

経済産業省では、「温室効果ガス削減貢献定量化ガイドライン」を公開し、産業界に対して自主的に定量的評価を実施し、貢献の見える化を促しており、経団連もこれを踏まえ各業界団体に同様の要請をしてきている。当工業会としてはこの要請も踏まえ、ベアリングの使用段階におけるCO₂排出削減貢献定量化に資する「ベアリングのCO₂排出削減貢献定量化ガイドライン」（以下、ガイドラインという。）を検討・策定を行うとともに、環境対策専門委員会の下部組織として「CO₂排出削減貢献定量化ガイドライン作

成ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を新設することが、2018年11月理事会で承認された。

WGは、開発・設計など適切な能力をもった専門家から構成され、ガイドラインの検討・策定を行い、適宜、環境対策専門委員会とWGとの合同会合を開催し、方向性の確認、連絡・調整等を行うこととした。また、WGにおいては、工業会のリーガルカウンセルによる所要のモニタリング（資料や議事録のチェック・会合における立会い）を実施することとした。

上記のWG会合は、会員各社の専門家による研究会であり、工業会のリーガルカウンセルによるモニタリングも行われることなどから、集合会議で行うことを前提に検討を進めてきたが、新型コロナウィルスの感染拡大等が長引き、あらためて検討を行った結果、Web会議でも開催することも対応可能との判断から、2021年3月から新型コロナウィルスの感染拡大等の状況を考慮したうえで、Web会議あるいは集合会議で開催することとした。

2020年度のWG会合の開催実績は以下のとおり。

- ・第8回WG会合 2021年3月31日開催（Web会議）

②「循環型社会形成自主行動計画」フォローアップ

2020年度は、2019年度の実績についてフォローアップを行うべく、2020年6月に「循環型社会形成自主行動計画」の参加企業32社に産業廃棄物対策の進捗状況及び見通しについてアンケート調査を実施した。その調査結果に基づき、11月の理事会で承認を得て、経団連へ結果報告した。

標記計画の目標は2015年11月に設定され、以下のとおり。

【循環型社会形成に向けた目標】

- ・2020年度の廃棄物の再資源化率を96%以上とするよう努める。
- ・2020年度の廃棄物の最終処分量を2000年度比91%減にするよう努める。

a. 再資源化率・最終処分量削減率の実績及び見通し

図3のグラフは、再資源化率の推移を表しており、2019年度における再資源化率は95.3%となり、96%以上とする2020年度目標を下回った。その要因として、一部のリサイクル業者の都合により、今までと同様の取引ができなくなっている状況などがあるが、2020年度目標に向け達成できるように最大限の努力をしていく。

また、図4のグラフは、最終処分量削減率の推移を表しており、廃棄物のリサイクルが進み2019年度の最終処分量は2000年度比93.6%減となり、最終処分量は2020年度目標をすでに達成した。引き続き、更に向上するよう努力を継続した。

図3. 再資源化率の推移

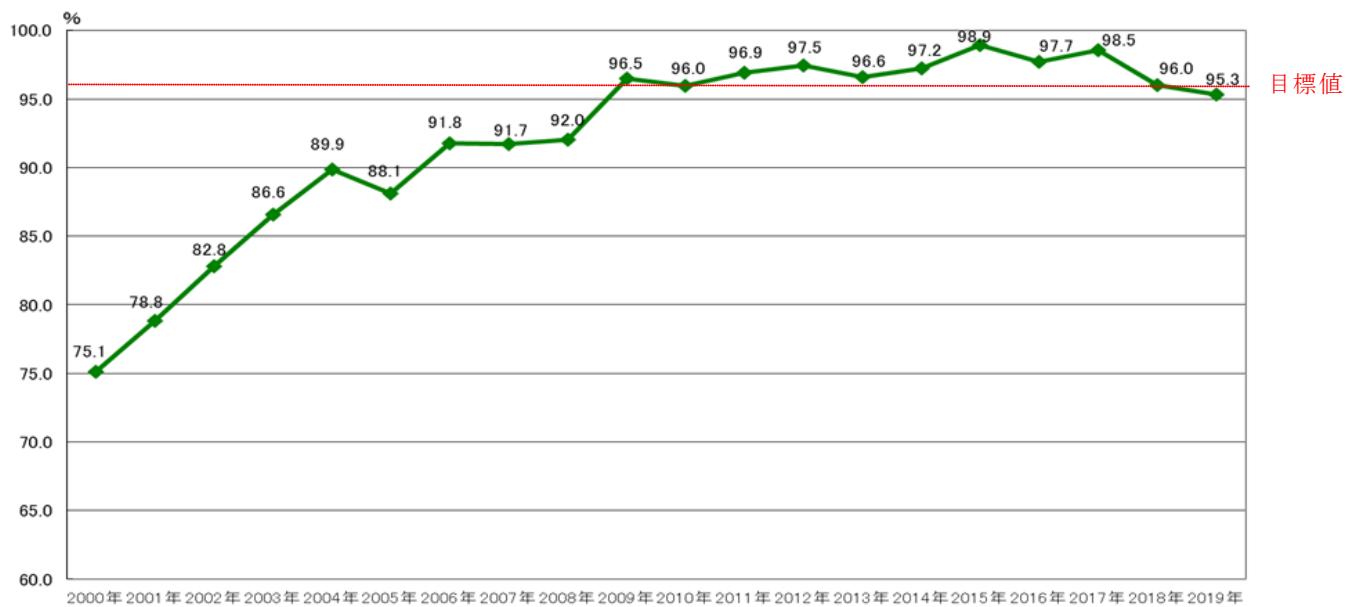
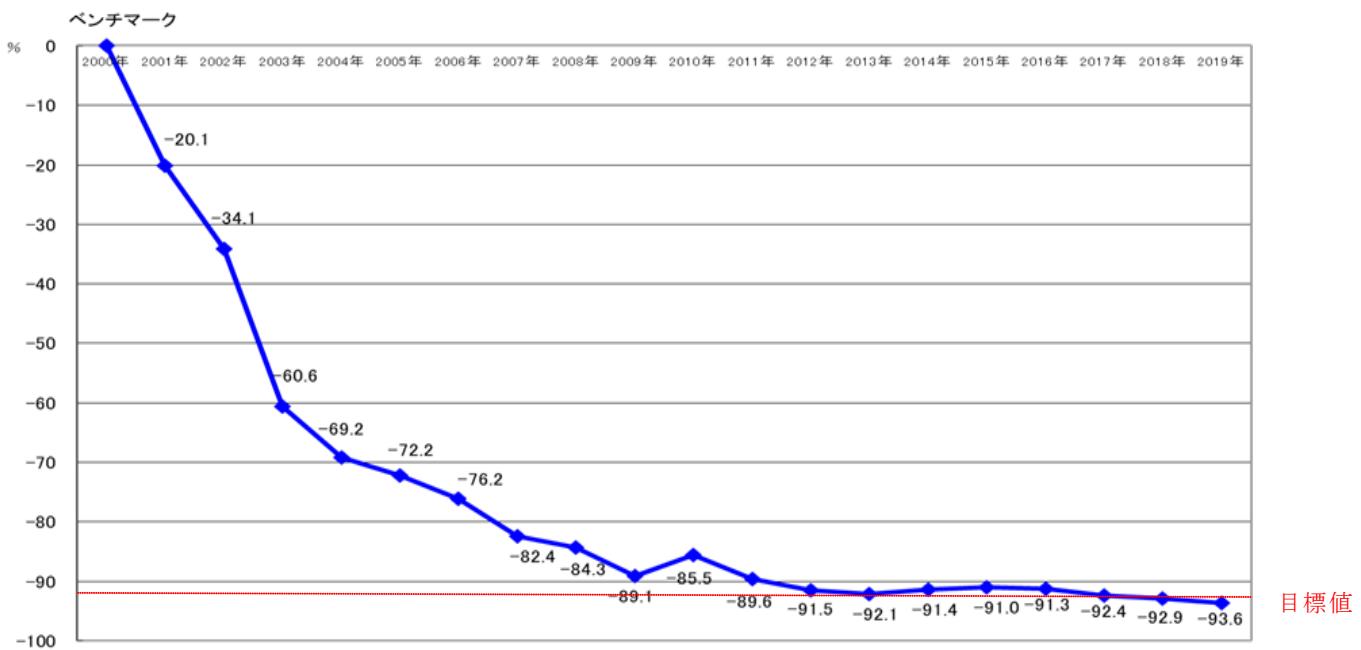


図4. 最終処分量削減率の推移



b. 会員各社の廃棄物削減における取組み

上記の目標に向けて、以下の取組みなどを実施した。

- ① 金属くず関係（研削スラッジ固化装置の導入により製鋼原料化など）
- ② 廃油、廃液関係（分別によるリサイクル化、廃油サーマル利用など）
- ③ 包装・梱包関係（包装形態の改善、鋼球箱の製紙原料へのリサイクルなど）
- ④ プラスチック関係（ポリケースのマテリアルリサイクルなど）

- ⑤ 汚泥関係（排水汚泥を社外中間処理により再生土にリサイクル化など）
- ⑥ 廃酸、廃アルカリ（廃アルカリを再精製して使用など）
- ⑦ その他（油性クーラントの回収、ウエスのリサイクル化など）

c. 廃プラスチック関連目標について

経団連では、2018年度より海洋プラスチック問題への内外の関心の高まりを受け、これに深く関係する業界を中心に「業種別プラスチック関連目標」が設定されている。当工業会においても、これについて検討を行った。検討の結果、当工業会においては、廃プラスチック発生量は廃棄物全体の約2%であり、企業毎の当該発生規模は大きく異なることなどを勘案して、廃プラスチックを含めた廃棄物の再資源化率の目標を2030年度に向けて継続して掲げることとした。目標は以下のとおり。

【廃プラスチック関連目標】

- ・2030年度において、廃プラスチックを含めた廃棄物の再資源化率を96%以上とするよう努める。

なお、廃プラスチックのみの2019年度の再資源化率は97.3%となっている。

d. 2021年度以降の最終処分量削減の新目標の設定について

経団連では、産業界全体の目標である最終処分量削減の自主的取組みを2021年度以降も継続して実施することとし、以下の新たな目標を掲げた。

【産業界全体の削減目標】

「低炭素社会の実現に配慮しつつ適切に処理した産業廃棄物の最終処分量について、2025年度に2000年度実績比75%程度削減を目指す」

経団連の考え方は、ほぼ横ばいが続いている直近5年間平均が2000年度比「75%」減であり、次の5年間もその水準を維持し努力を継続する。当工業会としても、2021年度以降の最終処分量削減の自主的取組みを継続して取組むこととし、目標については、直近5年間平均の92%減の水準を維持し、努力を継続することとした。目標は以下のとおり。

【最終処分量削減の新目標】

- ・廃棄物の最終処分量を2025年度において2000年度比92%減にするよう努める。

③ その他の環境関連活動

- a. ベアリングに使用されている一部のグリースでPTFEマイクロパウダー（注）が使用されている。政府において、2019年に入り、PTFEマイクロパウダーは「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」の第一種特定化学物質へ指定され、製造、使用が原則禁止とする意見等が進められており、施行開始時期は2020年4月1日が目途とされて

いた。

こうした状況を背景として、環境対策専門委員会において委員から、当工業会としても本件への何らかの対応が必要との提案があり、まずは、これら化学物質の製造者の団体である日本弗素樹脂工業会と連携・協力することとなった。具体的には、同工業会が各産業に依頼している「PTFE マイクロパウダーに関する PFOA 化審法規制時の影響度調査」を当工業会においても実施した（環境対策専門委員各社に調査を送付）。その結果、当工業会においても、影響が懸念される旨の調査結果を経済産業省の化学物質管理課に提出した。この当工業会の調査結果に加え、複数の弗素樹脂工業会に係るユーザー業界からの調査結果等を踏まえ、ユーザー業界における対応準備などのため、日本弗素樹脂工業会が所管の経済産業省・化学物質管理課と施行時期などの調整を行った。政府として施行開始時期が4月1日から12月1日に延期の事情変更があり、その後、さらに2021年4月以降公布、10月以降施行との連絡がなされている。

一方、2020年1月に、日本弗素樹脂工業会からは、当業界のグリースに使用されるPTFE マイクロパウダーについては、当面、特に影響なく使用できる方向での検討がされている旨の報告を受けており、2021年1月にもこの方向について確認されている。今後ともその動向を注視していく。

(注) PTFE マイクロパウダーは、物的に、製造工程における高エネルギー照射工程プロセス等で、PFOA (CAS No.335-67-1:パーフルオロアルキルカルボン酸) を非意図的に発生させる可能性がある。PFOA は極めて少量でも有毒性が大きく、このため、PTFE マイクロパウダーも化審法で規制されることとなった。

- b. 「低炭素社会実行計画」及び「循環型社会形成自主行動計画」を着実に推進するため、会員各社が実際に取り組んでいる環境関連改善事例を集めて「2020年度省エネルギー・廃棄物削減・包装材の改善事例集」を作成し、会員企業に参考資料として配布した。

(2) 中小企業対策事業

近年の当工業会における組織改革の中で、中小企業対策事業の基盤として、中小企業対策企画委員会が設置され、同委員会は、中小企業会員の関心に沿った中小企業対策事業を企画運営している。また、広く中小企業の課題を研究する場として、中小企業対策企画委員会のもとに中小企業課題研究会が設置されている。ここではリーガル・チェックを行うこともビルトインされ、コンプライアンス確保の必要性が高いテーマについても機動的な検討を可能としている。2020年度においても、こうした組織基盤のもとで中小企業対策事業が推進された。

①政府への協力、施策の活用、政府の情報の提供

中小企業の経営の安定及び高度化を図るために、政府及び政府関係機関の施策についての情報提供、当該施策の活用などを進めるとともに、政府に対して、政策などに関して、提言や要望、協力等を行った。

特に、政府等の施策への協力事業として次のものを実施した。

- a. 本年度は、年初より中国をはじめ世界的に新型コロナウィルス感染が拡大してきたことを受け、急きょ、3月30日から4月7日の期間に、中小企業会員に対し標記の影響調査（アンケート調査）を行った。調査結果では、4月の段階で、新型コロナウィルスの感染拡大の影響により売上が減少している中小企業会員は約8割弱を占め、ほとんどの企業が影響を受けていた。また、政府への要望に関しては、雇用調整助成金に関する要望や無利子・無担保融資などがあがつた。これらのアンケート結果は、会員企業に報告されるとともに、経済産業省に要望を含め伝えられた。
- b. セーフティネット施策のベアリング産業指定のため、政府に対し統計データ提供と要請を行い、指定を受けた。

(i) 2019年7月からの施策

2019年7月1日から2020年6月30日までの期間において、「玉軸受・ころ軸受製造業」（日本標準産業分類細分類番号2594）が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号：需要の著しい減少等により中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障が生じている業種）の規定に基づく指定業種^(注1)となった。これにより、中小企業会員は、取引の数量の減少等が生じているため、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けることにより、金融機関から借入れを行う際に信用保証協会の特例保証（別枠保証等）の利用が可能となった。

^(注1) 指定業種の中小企業は、市区町村長の認定を受けることにより、金融機関から借入れを行う際に信用保証協会の特例保証（一般保証とは別枠で普通保険（限度額2億円）、無担保保険（限度額8000万円）の借入が可能。保証割合は借入額の80%、保証料率は保証協会所定の料率（0.7～1.0%））の利用が可能となる。

(ii) 2020年5月からの施策

新型コロナウィルス感染症対策として、2020年5月1日から2021年6月30日まで全業種がセーフティネット保証5号の指定業種となった。これにより、当工業会の「玉軸受・ころ軸受製造業」（日本標準産業分類細分類番号2594）も含まれることから、中小企業会員は6月30日まで継続して利用が可能となった。

- c. 経済産業省は、新型コロナウィルス感染症対策として、5月から7月にかけて「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の公募を行った。一部の中小企業会員も申請手続きを行い、申請にあたり経済産業省産業機械課から適切なご指導をいただいた。その結果として、会員企業1社が採択された。
- d. 令和2年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)^(注2)」については、新型コロナウィルス感染症の支援策も含めた見直しが行われ、1年間を通じて申請できる制度（第5次応募まで対応）となり、会員への情報提供などにより活用を促した。結果として会員企業2社が採択された。

^(注2) 平成24年度補正予算以来、同様の補助金施策により継続的に会員企業の採択がみられる。

- e. 中小企業に関する政策、官庁よりの通達事項等について

中小企業に関する政策、官庁よりの通達事項等を工業会ホームページに記載し周知を図っている。2020年度における、その主な内容は次のとおりである。

i .第 159 回中小企業景況調査（2020 年 1-3 月期）が発表されました。（中小企業庁）

2020.4.6

ii .第 160 回中小企業景況調査（2020 年 4-6 月期）が発表されました。（中小企業庁）

2020.6.10

iii. 第 161 回中小企業景況調査（2020 年 7-9 月期）が発表されました。（中小企業庁）

2020.9.10

iv. 下請取引適正化推進月間の実施について（中小企業庁） 2020.10.12

v .中小企業信用保険法の規定に基づく指定業種（セーフティネット保証 5 号）について（中小企業庁） 2021.2.10

vi. 第 162 回中小企業景況調査（2020 年 10-12 月期）が発表されました。（中小企業庁） 2021.2.10

②中小企業対策企画委員会主催による講演会、懇談会及び工場見学会等の実施

（第 1～4 回は 2012 年度、第 5～9 回は 2013 年度、第 10～13 回は 2014 年度、第 14～17 回は 2015 年度、第 18～21 回は 2016 年度、第 22～25 回は 2017 年度、第 26～29 回は 2018 年度、第 30～34 回は 2019 年度に開催された。）

本年度は新型コロナウィルスの感染状況等を踏まえ、当初の日程を数回延期し講演会等の開催を検討したが、結果的に年度内の開催はできなかった。今後も、以下の講演会等を計画し、新型コロナウィルスの感染状況等を注視しつつその開催の可否を見極めていく。

第 35 回（2021 年 9 月 30 日）

テーマ：経済産業省の政策・中小企業関連施策について（仮題）

講演者：経済産業省産業機械課課長補佐 横山博之 殿

第 36 回（11 月 10 日）

展示会見学会：からくり改善くふう展見学会（愛知県）

検討会：からくり導入検討会（愛知県）

③ BCP（Business Continuity Plan 事業継続計画）の普及対策について

今後も大震災等の災害が想定されている中、中小企業においては、各社の特性や実状等を踏まえると、大手企業に比べ BCP 作成が困難な状況にあることから、中小企業庁施策の情報提供など、その普及・啓蒙に努めた。

(3) 新たな外国人材受入制度への対応

① 経緯と当工業会の対応

2018 年 2 月、「経済財政諮問会議」で総理大臣より新たな外国人材受入制度の検討が

指示され、同年 6 月に「骨太の方針」にて、新制度の大枠が決定した。

同年 8 月 1 日、経済産業省にて、業界に対する説明会が開催され、その場ではじめて、個別の業界ごとに業種指定に手を挙げるかどうかの回答及び会員企業アンケートの実施（同年 8 月 8 日回答期限）、並びに手を挙げる場合は有識者（委員会の委員長でも可）の紹介も併せて要請された。これら要請に対し、極めて短時間に意思決定をすることが必要となつた。

こうした状況に対し、当工業会は、総務連絡会での検討、理事会承認など due process を迅速に進め、「即応の対応」をとつた。即ち、上記アンケートの結果、すでに「技能実習制度」を活用している企業があること、新制度の活用を希望している会員が少なくないことを総合的に判断し、業種指定に手を挙げるとともに、当工業会に「外国人材受入対策専門委員会」を急遽創設した（2018 年 10 月に第 1 回会議を開催、委員長：日本精工（株）人事部長 稲葉圭司氏）。

こうした一連の足早の動きの中、経済産業省の要請を受け、製造業の数少ない代表として当工業会に対し法務省ヒアリングが実施され、当業界のみならず機械加工産業の実態を説明した（説明者：稻葉委員長）。

上記以降の政府の動きは次の通り。

2018 年 12 月 8 日：「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」^(注) が成立（2019 年 4 月 1 日施行）。

2018 年 12 月 25 日：「基本方針」、「分野別運用方針」等が閣議決定。当業界は、「産業機械製造業分野」。

(注) 「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国管理庁は、特定技能雇用契約の適正な履行、労働法令の適合などを担保するため、受け入れ企業等に対し報告徴収、立入検査、改善命令等を行うことができる。

② 「基本方針」及び「分野別運用方針」の閣議決定

2018 年 12 月 25 日、「基本方針」（※1）及び「分野別運用方針」（※2）・「分野別運用要領」（※3）が閣議決定。経済産業省の所管は、「産業機械製造業分野」、「素形材産業分野」、「電気・電子情報関連産業分野」の 3 分野。ベアリング業界は「産業機械製造業分野」に含まれる。

(※1) 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（「産業機械製造業分野」を含む 14 分野を指定している。ベアリング産業は「産業機械製造業分野」に含まれる。）

(※2) 産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

(※3) 「産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

「基本方針」及び「分野別運用方針」の主な内容は以下の通り。

- a．受入れ人数は向こう5年間で5,250人を上限とする。
- b．対象職種は、技能実習制度の対象職種の範囲となっている（当面、技術実習第2号を終了した者が移行する見込み）。
- c．外国人の報酬額が日本人と同額以上であること。
- d．職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務。
- e．人権侵害への対応
- f．受入れ企業、業界団体は、経済産業省が組織する「製造業外国人材受け入れ協議会」に必ず入る。

③製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

経済産業省・製造産業局が主催する「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」に当工業会は初回から参加し、政府からの指示や情報提供をフォローし、また、調査・要望の取りまとめなど政府へ協力をした。

- ・第1回 2019年3月26日
 - ・第2回 2019年10月3日
 - ・第3回 2020年2月7日
 - ・第4回 2020年8月28日（書面）
 - ・第5回 2020年12月7日（書面）
- (第3回から業界団体は、オブザーバー参加となっている)

また、以下のセミナーの開催について、会員に周知した。

- ・特定技能外国人制度に係るオンラインセミナー（2020年7月開催）
- ・特定技能外国人制度に係るオンラインセミナー（2020年8月開催）
- ・特定技能外国人制度に係るオンラインセミナー（2020年9,10月開催）

④特定技能外国人材制度の機械加工における「研削・研磨」について

特定技能外国人材制度の産業機械製造業分野（ベアリング含む）における「機械加工」の業務において、これまで「研削・研磨」の作業をさせることができるかどうか明確でなかった。当工業会から、この作業ができるよう、経済産業省に対し要望を行ってきたところ、経済産業省の尽力により、2020年1月に、この作業ができる旨、政府としての見解が示された（経済産業省のホームページの「よくある質問とその回答」に掲載）。

(経済産業省ホームページに掲載の「よくある質問とその回答」)

業務区分（職種）「機械加工」、作業「普通旋盤」で技能実習2号を修了し、技能検定随時3級に合格した外国人「Eさん(仮名)」について質問。

(質問)

業務区分「機械加工」において、Eさんに研削盤作業をさせて問題ないか。

(答え)

問題ありません。機械加工の業務区分は、指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業を対象としている。なお、特定技能制度と技能実習制度は別の制度であり、特定技能外国人が従事できる業務は、技能実習生の従事できる業務とは別個に定められていますので、ご注意願います。

(4) 洋上風力の産業競争力強化に向けた政府施策への協力

① 経緯と当工業会の対応

2020年7月、再エネ海域利用法を通じた洋上風力発電の導入拡大と、これに必要となる関連産業の競争力強化と国内産業集積及びインフラ環境整備等を、官民が一体となる形で進め、相互の「好循環」を実現していくため、「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」（（以下、「官民協議会」という）が経済産業省及び国土交通省の共管で設立された。官民協議会の下には作業部会、更にその下に民間主導の各種サブWGを設置された。その中の一つに「サプライチェーンの在り方検討分科会」（以下、「サプライ分科会」という）が設置された。2020年10月末、経済産業省産業機械課から当工業会にサプライ分科会への参加要請を受けた。参加者を選出するにあたり総務連絡会で内部検討を行った結果、会長会社である日本精工（株）の専門家が当工業会を代表して参加することになった。

② サプライ分科会への参加

サプライ分科会では、発電所の新規設置や維持メンテナンスに係る部品などについて国内調達比率の目標値の設定の必要性や国内調達比率を計算する際の国内生産品の定義等が検討された。ベースラインの国内調達比率40%（試算）をもとに、産業界による目標設定として2040年60%にすることについて分科会として合意し、2020年12月15日第2回官民協議会へ上程を行った。

・第1回 2020年10月29日

- ・第2回 2020年11月25日
- ・第3回 2020年12月8日
- ・第4回 2021年1月8日
- ・第5回 2021年2月1日

(第1~2回の出席者：日本精工（株）風力・大型機械技術部長 西端伸司氏、第3~5回の出席者：日本精工（株）風力・大型機械技術部 風力技術部長 神田 裕氏)

③「洋上風力産業ビジョン（第1次）」の決定

第2回官民協議会（2020年12月15日）において、梶山経済産業省大臣から、洋上風力への投資、サプライチェーン（供給網）の形成、技術開発を通じて国際競争を勝ち抜く次世代産業に育てる考えなど洋上風力産業ビジョン（第1次）が示され「洋上風力産業ビジョン（第1次）」が決定した。主な概要は以下の通り。

＜政府による導入目標及び主な取組＞

- ・洋上風力を再生エネルギーの主力電源化に向けた切り札と位置付け。
- ・年間100万kW程度の区域指定を10年継続し、2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000万kW～4,500万kWの案件を形成する。
- ・サプライチェーンの形成に資する設備投資に対し、補助金・税制等による支援措置を講じる。

＜産業界による目標設定＞

- ・我が国におけるライフタイム全体での国内調達比率を2040年までに60%にする。
- ・着床式の発電コストを2030～2035年までに8～9円/kWhにする。

（5）労務関係

①春闘の調査

組合のある会員会社に、2021年度の春闘の「賃上げ要求及び回答」について、調査を行った。調査結果は、2021年4月に全会員に対し提供を行った。なお、本調査はリーガル上問題がないことが確認された手法で行われている。

②JAM「安全週間ポスター」作成への協力

工場災害防止、安全運動の啓蒙推進を図るため、2020年7月1日から7日まで厚生労働省が主催して全国的に開催される「安全週間」のポスターにつき、JAM軸受部会ポスター作成費用に協力し、会員企業にポスターの配布を行った。

本年度の安全週間ポスター入賞者は次のとおりである。

特選 矢澤公彦（NTN労働組合）

入選 小島豊和（日本精工労働組合）、吉永久美（NTN労働組合）

佳作 林 寛二（NTN労働組合）、前田祐輔（ダイベア労働組合）

原澤孝之（日本精工労働組合）

③厚生労働省からの周知依頼

厚生労働省より、2020年度には、次の事項について周知依頼があり、工業会ホームページに掲載した。

- ・令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等について（2020.6.22）
- ・エイジフレンドリー補助金の周知について（2020.7.21）
- ・令和2年度（第71回）全国労働衛生週間にに関する協力依頼について（2020.7.21）
- ・時間単位の年次有給休暇制度の導入促進について（2020.7.21）
- ・8月以降における熱中症予防対策の徹底について（2020.8.20）
- ・令和2年度「『見える』安全活動コンクールの実施に関する協力依頼について（2020.8.20）
- ・令和2年10月の「年次有給休暇取得促進期間」について（2020.8.31）
- ・じん肺令施行規則等の一部を改正する省令の施行について（2020.9.23）
- ・令和3年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取り扱い等について（2021.1.20）
- ・令和4年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（2021.2.26）

5. 広報に関する事業

(1) 機関誌ベアリングの発行

機関誌「ベアリング」は、月刊として発行し、会員に加え、関係官庁、関係団体等に配布した。

2020年度の掲載内容については、ベアリングに関する技術標準化活動（ISO、JIS等）、国際関係事業、環境問題への取組み、中小企業関連事業など、随時掲載し事業活動の動向を報告するとともに、統計資料を掲載した。

特に、ISO／TC4 関連については、製品の幾何特性仕様（GPS）の適用やセラミック関係の規格開発等が活発化してきている。また、これと並行して ISO／TC4 の国際会議も激増している。具体的には、①2019年11月にスウェーデン・ストックホルムで SC 会議及び WG 会議等、②2020年5月及び6月に Web 会議で SC 会議及び WG 会議等、更に③2020年11月及び12月にも Web 会議で SC 会議及び WG 会議等が行われた。それら会議の結果報告に関し、『ISO レポート』と題し掲載し、その結果の普及に努めた。

また、『業界の動き』では、関連情報を逐次掲載した。更に政府からの周知要請についても掲載を行った。

連載企画としては、『ベアリングの散歩道』と題し、ベアリングの基礎知識について、読みやすい内容に工夫し、掲載を行った。

親しみやすい機関誌を目指して『ずいひつ』を掲載した。

(2) ホームページ

広く一般の方々に、ベアリング業界と当工業会への理解を高めてもらい、並びに会員に対する情報提供の充実を図るため、ベアリングの製品説明、産業及び工業会の概要、工業会会員の紹介、統計資料などを内容とするホームページを運営した。毎月3回、定期的に更新を行い最新情報を掲載した。

事業報告の附属明細書

附属明細書に記載すべき事項は特になし。